

千葉県予防査察規程運用要綱  
(令和4年4月7日付 4千消予第39号)

目次

- 第1 趣旨
- 第2 用語の定義
- 第3 査察の実施基準及び方法の例外（規程第6条関係）
- 第4 査察員の対応区分の例外（規程第6条関係）
- 第5 特別査察の契機（規程第7条関係）
- 第6 局長による査察員の特別編成を行う要件（規程第9条関係）
- 第7 局査察員の応援要請の要件（規程第10条関係）
- 第8 署査察員の応援要請の要件（規程第11条関係）
- 第9 査察執行責任者等の業務（規程第13条関係）
- 第10 主任査察員の指定（規程第14条関係）
- 第11 主任査察員の業務（規程第14条関係）
- 第12 査察対策検討会議（規程第15条関係）
- 第13 署査察対策検討会議（規程第16条関係）
- 第14 査察実施計画の報告及び変更（規程第17条関係）
- 第15 査察実施計画の策定要領の基本（規程第17条、第18条関係）
- 第16 査察員の指定方法等（規程第19条関係）
- 第17 査察計画対象物の執行管理方法（規程第20条関係）
- 第18 査察執行状況の報告（規程第21条関係）
- 第19 無通告で立入検査を実施する要件（規程第22条関係）
- 第20 立入検査の拒否等（規程第23条関係）
- 第21 立入検査の編成の例外等（規程第24条関係）
- 第22 事前準備の実施要領（規程第25条関係）
- 第23 立入検査要領（規程第26条関係）
- 第24 立入検査結果通知書の交付（規程第27条関係）
- 第24の2 立入検査結果の報告要領（規程第28条関係）
- 第25 改修計画報告書の取扱い（規程第29条関係）
- 第26 改修措置等の督促及び履行状況の確認（規程第30条関係）
- 第27 収去物品の判定依頼（規程第34条関係）
- 第28 点検報告に係る是正指導等（規程第35条関係）
- 第29 点検報告の推進及び活用の方法（規程第36条関係）
- 第30 違反処理の基準等（規程第38条関係）

- 第31 使用の禁止、停止又は制限命令の適用要件等（規程第38条関係）
- 第32 違反調査の実施要件（規程第39条関係）
- 第33 違反調査の方法等（規程第39条関係）
- 第34 行政指導の中止等の求めへの対応（規程第40条・第41条関係）
- 第35 警告の時期（規程第42条関係）
- 第36 警告及び命令事項の督促（規程第43条・第48条関係）
- 第37 警告事項の履行状況確認の調査と違反調査（規程第44条）
- 第38 再発防止のための措置（規程第46条関係）
- 第39 局長又は署長による緊急口頭命令（規程第48条関係）
- 第40 吏員命令書の交付（規程第49条関係）
- 第41 催告の時期と局への移管（規程第51条関係）
- 第42 使用停止命令等の解除要件（規程第52条関係）
- 第43 命令の事前報告の方法（規程第53条関係）
- 第44 命令等の速報要領（規程第54条関係）
- 第45 公示の様式（規程第55条関係）
- 第46 特例認定の取消しの運用（規程第58条関係）
- 第47 告発基準等（規程第61条関係）
- 第48 過料事件の通知の手続き等（規程第62条関係）
- 第49 代執行及び略式の代執行の手続き等（規程第63条・第65条関係）
- 第50 代執行に係る留意事項（規程第63条関係）
- 第51 略式の代執行に係る留意事項（規程第65条関係）
- 第52 略式の代執行の事前の公告（規程第65条関係）
- 第53 警告書、命令書等の作成及び交付に係る留意事項（規程第66条関係）
- 第54 違反処理経過の記録に係る留意事項（規程第67条関係）
- 第55 通信査察の実施方法（規程第73条関係）
- 第56 通信査察における督促（規程第75条関係）
- 第57 通信査察結果の記録等（規程第76条関係）
- 第58 査察統計の趣旨と活用（規程第78条関係）
- 第59 総合台帳の整理（規程第79条関係）
- 第60 情報システム等への入力及び電子台帳の整理（規程第80条関係）
- 第61 関係行政機関との連携の方法（規程第81条関係）
- 第62 様式の編集
- 第63 査察業務マニュアル等

- 別表第1（その1） 違反処理基準（一般対象物用）
- 別表第1（その2） 違反処理基準（危険物製造所等用）
- 別表第1（その3） 違反処理基準（特定事業所用）
- 別表第1（その4） 違反処理基準（火薬類施設用）
- 別表第1（その5） 違反処理基準（高圧ガス施設用）
- 別表第1（その6） 違反処理基準（液化石油ガス施設用）
- 別表第2 告発基準
- 別表第3 総合台帳に編冊する書類等
  - 様式第1号 署査察対策検討会議結果報告書
  - 様式第2号 判定依頼書
  - 様式第3号 勧告書
  - 様式第4号 実況見分調書
  - 様式第5号 質問調書
  - 様式第6号 命令違反報告書
  - 様式第6号の2 命令の事前報告に対する助言等**
  - 様式第7号 消防法による命令の公告
  - 様式第8号 保管物件返還請求書
  - 様式第9号 売却代金返還請求書
  - 様式第10号 保管物件公告
  - 様式第11号 保管物件一覧簿
  - 様式第12号（その1） 消防法による措置の予告
  - 様式第12号（その2） 消防法による措置の予告
  - 様式第13号 通信査察調査票1
  - 様式第13号の2 建物の現況調査票1
  - 様式第14号 通信査察調査票2
  - 様式第14号の2 建物の現況調査票2
  - 様式第15号（その1） 通信査察調査票3（対象物全体・共用部用）
  - 様式第15号（その2） 通信査察調査票3（テナント用）
  - 様式第15号の2（その1） 建物の現況調査票3
  - 様式第15号の2（その2） 建物の現況調査票3（テナント情報一覧）
  - 様式第15号の2（その3） 建物の現況調査票3（テナント調査票）
  - 様式第16号 通信査察調査票4
  - 様式第16号の2（その1） 建物の現況調査票4
  - 様式第16号の2（その2） 建物の現況調査票4（テナント情報一覧）
  - 様式第17号 通信査察調査票5
  - 様式第17号の2 建物の現況調査票5

様式第18号 法令不適合通知書  
様式第19号 火災予防関係事項照会書  
様式第20号 行政処分通報書

## 第1 趣旨

この要綱は、千葉市予防査察規程（令和4年3月29日千葉市消防局訓令（甲）第7号。以下「規程」という。）第85条の規定に基づき、規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、規程の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 局員査察 局の査察員が実施する査察をいう。
- (2) 日勤査察 毎日勤務の署査察員が実施する査察をいう。
- (3) 非番査察 交替制勤務の署査察員が勤務時間外で実施する査察をいう。
- (4) 当務査察 交替制勤務の署査察員が勤務時間中に実施する査察をいう。
- (5) 実況見分 違反事実を確認するため、違反現場に出向し、直接違反の状態及び物件の存在等を現認して調査することをいう。
- (6) 質問調書 違反者等から違反事実に係る事情を任意に聴取し、それを録取した調書をいう。
- (7) 総合台帳 規程第79条に規定する査察対象物総合台帳のことで、査察対象物に関する書類を編冊した簿冊をいう。
- (8) 電子台帳 査察対象物に関する情報を記録するため、情報システム上に一事業所（消防法施行令（以下「令」という。）第2条の規定により一の防火対象物とみなす二以上の防火対象物は一の事業所とみなす。）を一単位として作成されたデータベースをいう。
- (9) 紙台帳 電子台帳から印刷する査察対象物の概要及び査察の経過等が記載された帳票で、部長が指定するものをいう。

## 第3 一般対象物における査察の実施基準等の運用（規程第6条関係）

- 1 規程別表第1に掲げる査察対象物区分の運用は次のとおりとする。
  - (1) 複数の査察対象物区分に該当する防火対象物は、該当する区分のうち、規程別表第1の最も上段に掲げる区分に該当するものとして取り扱う。
  - (2) 特A2区分は、次に掲げる査察対象物から指定するものとする。
    - ア 過去の査察結果又は直近に報告された消防法（以下「法」という。）第8条の2の2第1項に規定する防火対象物の点検（以下「防火対象物点検」という。）の結果等において、避難施設又は防火施設の維持管理違反が認められた防火対象物
    - イ 直近に報告された法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検（以下「設備点検」という。）の結果において、第29,2に規定する不良が認められた防火対象物

- ウ 令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物
  - エ 令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハに掲げる用途に供される部分が存する防火対象物
  - オ 令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる用途に供される部分が存する防火対象物で、消防活動上の困難性が高いと認められるもの
  - カ 市内又は他の市町村において社会的影響度が高い火災又は事故等が発生し、類似する火災又は事故等を防止するために査察を実施する必要があると認められる査察対象物
  - キ 法令等の改正により新たな規定が適用される防火対象物
  - ク 上記アからキまでに掲げる査察対象物のほか、市内全体で特別な対応が必要であると認められる査察対象物
- (3) 特A3区分は、上記(2)アからオまでに掲げる査察対象物のほか、管轄区域の査察実施状況及び地域特性等を考慮し、優先して査察を実施する必要があると認められる査察対象物から指定するものとする。
- 2 規程別表第1に掲げる査察の実施基準(以下「査察実施基準」という。)の運用は次のとおりとする。
- (1) 規程別表第1においてB2区分に該当する防火対象物で、防火対象物点検が法第8条の2の2第1項の規定に基づき適正に実施及び報告されており、かつ、直近に報告された点検の結果に不備がないものは、査察実施基準を3年に1回以上とすることができる。
  - (2) 上記(1)のほか、各査察対象物区分に該当する査察対象物の査察実施状況並びに火災が発生した際の人命危険性及び社会的影響度等を総合的に判断し、市内全体の火災危険性を低減するために特に必要と認められる場合は、査察実施基準によらないことができる。
- 3 規程別表第1に掲げる査察方法の運用は次のとおりとする。
- (1) 次のいずれかに該当する場合は、規程別表第1に掲げる査察方法と異なる方法で査察を実施することができる。
    - ア 査察を実施する前に火災危険性が高い違反のおそれがあることを認知し、より上位の方法で査察を行う必要があると認める場合。
    - イ 査察を実施する前に把握している消防法令違反が解消され、より下位の方法による査察で足りると判断した場合。
    - ウ 上記ア及びイのほか、査察を効果的又は効率的に実施するために必要と認められる場合。
  - (2) 規程第7条第1号から第3号までに掲げる特別査察、確認査察又は違反調査は、規程別表第1に掲げる査察方法と異なる方法で実施することができる。なお、特別査察は、第5に規定する方法で実施するものとする。

#### 第4 査察員の対応区分の例外（規程第6条関係）

- 1 局長若しくは署長が査察を効果的若しくは効率的に実施するために必要と認める場合又は規程第7条第2号から第4号までに掲げる特別査察、確認査察若しくは違反調査を実施する場合は、規程第6条第2項及び第4項に規定する査察員の対応区分によらないことができる。
- 2 規程第6条第2項及び第4項に規定する交替制勤務の署査察員の対応区分は、査察以外の業務を主たる業務とする当該査察員の負担を考慮したものであることを踏まえ、当該対応区分に対しては、次に掲げる場合に限って上記1の規定を適用することが望ましい。
  - (1) 毎日勤務の署査察員の対応区分に該当する査察計画対象物を同査察員のみで実施することが著しく困難であると認められる場合。
  - (2) 交替制勤務員の署査察員の対応区分に該当する査察計画対象物の数が少なく、当該対応区分以外の対応をすることが必要だと認められる場合。
  - (3) 上記(1)及び(2)のほか、査察を効果的又は効率的に実施するためにやむを得ないと認められる場合。

#### 第5 特別査察の契機及び実施方法等（規程第7条関係）

規程第7条第2号に規定する特別査察は、下表の「実施契機」欄に該当する場合に、同表の「査察方法」欄に掲げる方法で実施するものとする。

実施契機	査察方法
管轄区域内の査察対象物で火災又は事故等が発生した場合 <sup>*1</sup>	立入検査
設備点検、防火対象物点検又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の規定による防災管理点検（以下「防災管理点検」という。）の結果において、第28, 3に規定する不良がある場合 <sup>*2</sup>	
防火対象物が新築又は用途変更されて使用を開始した場合 <sup>*3</sup>	通信査察
市内又は他の市町村において社会的影響度が高い火災又は事故等が発生し、類似する火災又は事故等を防止するために緊急に調査又は指導を行う必要があると認められる場合	局長又は署長が指定する方法
査察により把握した消防法令違反を考慮し、系列店舗、類似施設又は周辺施設に対し、緊急に調査又は指導を行う必要があると認める場合	
法令等の改正により、直ちに調査又は指導を行う必要がある場合	
上欄に掲げる場合のほか、火災予防上特に必要があると認める場合	

- ※1 該当した場合は、原則として遅滞なく実施する。ただし、火災又は事故等の発生及び被害拡大が消防法令等の違反に起因するものではない、かつ、関係者への指導が必要ないと判断される場合はこの限りではない。
- ※2 該当した場合は、遅滞なく実施する。
- ※3 該当した場合は、原則として速やかに実施する。ただし、消防法令違反がないことが明らかな場合はこの限りではない。

## **第6 局長による査察員の特別編成を行う要件（規程第9条関係）**

規程第9条第1項に規定する「査察員を特別に編成する必要があると認める場合」とは、次のとおりとする。

- (1) 第5に規定する実施契機のいずれかに該当する場合で、査察対象物の規模、業種、業態、数又は地域特性等の事情から、査察員を特別に編成して実施することが効率的又は効果的であると認めるとき。
- (2) 関係部局と連携して全市的、かつ、一斉に対応する必要がある場合。

## **第7 局査察員の応援要請の要件（規程第10条関係）**

規程第10条第1項に規定する「局査察員の応援の必要があると認める場合」とは、効率的に違反調査又は違反処理を行うため、必要な知識及び技術を有する局査察員の応援が必要な場合等をいう。

## **第8 署査察員の応援要請の要件（規程第11条関係）**

規程第11条第1項に規定する「管轄区域の査察対象物の査察の実施に際し、必要があると認める場合」とは、次のとおりとする。

- (1) 自署の査察員のみでは管轄区域の査察計画対象物の査察執行が著しく困難であると認める場合。
- (2) その他署長が必要と認める場合。



## 第9 査察執行責任者等の業務（規程第13条関係）

規程第13条第5項に規定する「別に定める業務」とは、下表のとおりとする。

役割区分	業務
査察執行責任者	① 査察（局にあつては局員査察、署にあつては日勤査察、当務査察及び非番査察をいう。以下第9において同じ。）が円滑に執行されるように努めること。 ② 査察執行管理一覧表を活用して査察の執行状況を管理し、必要な指示、助言及び調整を行うこと。 ③ 査察対策検討会議又は署査察対策検討会議の円滑な運営に努めること。 ④ 査察執行管理一覧表及び情報システムへのデータ入力及び管理の徹底を図ること。
査察執行副責任者	① 査察執行責任者からの指揮監督を受け、その業務を補佐すること。 ② 査察執行責任者が不在の際は、その業務を代行すること。
当務査察調整者	① 査察執行責任者と密に調整を図り、当務査察の円滑な執行に努めること。 ② 当務査察の実施に際し、他の業務との調整を図ること。

## 第10 主任査察員の指定（規程第14条関係）

- 主任査察員は、各出張所の第一課及び第二課に1名ずつ置く。なお、規程第14条第2項の規定による署の主任査察員は、当該署の査察執行責任者が必要と認める人数を置くことができるものとする。
- 主任査察員は、消防士長又は消防司令補の階級にある者（救急救命士法（平成3年法律第36号）第3条の規定により厚生労働大臣の免許を受けた救急救命士で現に指名救急隊員である者を除く。）のうち、努めて次のいずれかの要件に該当する者を選任すること。
  - 予防技術検定に合格した者。
  - 予防査察課程、危険物課程又は予防総合課程を修了した者（当該年度中に修了見込みの者を含む。）。
  - 毎日勤務の署査察員として査察業務に従事したことがある者。
  - 消防局予防部予防課（調査係を除く。）又は指導課（保安係を除く。）に在籍していたことがある者。

### 第 1 1 主任査察員の業務（規程第 1 4 条関係）

規程第 1 4 条第 4 項に規定する「別に定める業務」とは、下表のとおりとする。

区分	業務内容
出張所の主任査察員	① 出張所における査察業務の中核として当務査察を執行すること。 ② 当該出張所の他の署査察員に対して査察業務に係る指導及び助言を行うこと。 ③ 査察の執行に際し、署予防係と連絡調整を図ること。 ④ 規程第 7 7 条第 1 項に規定する教育及び研修を受講し、査察業務に関する知識及び技術の維持向上に努めること。
署の主任査察員	① 署予防係と調整を図り、当務査察を主体的に執行すること。 ② 規程第 7 7 条第 1 項に規定する教育及び研修を受講し、査察業務に関する知識及び技術の維持向上に努めること。

### 第 1 2 査察対策検討会議（規程第 1 5 条関係）

- 1 査察対策検討会議は、原則として、8 月、1 1 月及び 3 月に定期開催するものとする。ただし、署査察対策検討会議の開催状況等を考慮し、開催時期を変更することができる。
- 2 規程第 1 5 条第 1 項に規定する「査察の執行及びその運営管理に関する事項等」とは、次のとおりとする。
  - (1) 査察実施計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
  - (2) 査察実施計画に基づく査察の進捗に関すること。
  - (3) 査察実施体制及び査察実施方法に係る調査及び研究並びにその改善に関すること。
  - (4) 違反是正の進捗調査及び研究に関すること。
  - (5) 査察に関する教育及び研修に関すること。
- 3 査察対策検討会議の開催に際して必要な事項は別に定める。

### 第 1 3 署査察対策検討会議（規程第 1 6 条関係）

- 1 署査察対策検討会議は、原則として、7 月、1 0 月及び 1 月に定期開催するものとする。
- 2 規程第 1 6 条第 1 項に規定する「所属における査察の執行及びその運営管理に関する事項」とは、次のとおりとする。
  - (1) 所属における査察実施計画に基づく査察の進捗に関すること。
  - (2) 所属における査察実施体制及び査察実施方法に係る調査及び研究並びにその改善に関すること。

- (3) 所属における違反是正の進捗調査及び研究に関すること。
- (4) 所属における査察に関する教育及び研修に関すること。
- 3 規程第16条第3項及び第4項に規定する報告は、署査察対策検討会議結果報告書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 署査察対策検討会議の開催に際して必要な事項は別に定める。

#### 第14 査察実施計画の報告及び変更（規程第17条関係）

- 1 規程第17条第3項及び第6項に規定する「部長が指定する方法」とは、別に定める査察執行管理一覧表及び査察計画対象物区分表により、千葉市消防公文書取扱規程（平成5年消防局訓令（甲）第2号。（以下「公文書取扱規程」という。））第2条第3号に規定する文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）により起案して行うものとする。
- 2 規程第17条第5項の規定による査察実施計画の変更は、査察対策検討会議において査察執行体制への影響を検討し、社会通念上の妥当性があると認められる場合に限り行うことができるものとする。

#### 第15 査察実施計画の策定要領の基本（規程第17条、第18条関係）

- 1 一般対象物の査察実施計画は、火災危険性又は悪質性が高い消防法令違反に対して遅滞なく違反処理を行うとともに、全ての査察対象物に対して適切な頻度で査察を行うことができるよう、次に掲げる要領により策定するものとする。
  - (1) 査察実施計画は、査察実施基準に従って査察を執行するために必要な年間の査察業務量を基に策定する。
  - (2) 規程別表第1に規定する査察対象物区分ごとの査察業務量の算出は、下表のとおりとする。

査察対象物区分	査察業務量 <sup>※</sup>
特A1	4単位
A	2単位
B1、B2、B3	1単位
C1、C2、C3	0.2単位
特A2、特A3、D	予定する査察方法に応じ、他の査察対象物区分に準ずる単位

※ 立入検査を1回実施するために必要な業務量を1単位とする。

- (3) 査察計画対象物は、査察実施基準に基づき選定するものとし、より上位の査察対象物区分を優先すること。

- 2 一般対象物の査察実施計画の策定に際し、規程第18条の規定により局長が行う調整措置は、各署の上記1(1)に規定する必要な年間の査察業務量と想定される各署査察員(署長、副署長、消防第一課長、消防第二課長及び消防課長補佐を除く。)の年間の査察業務量の合計を比較し、著しい不均衡が生じていると認められる場合に行うものとする。
- 3 効果的かつ効率的に査察を執行することができるよう、査察実施計画において警告及び命令等を行う予定日並びに立入検査及び通信査察を行う予定時期を定めるものとする。
- 4 上記1から3までに規定するほか、査察実施計画の策定に必要な事項は、規程第17条第2項の規定により部長が定める策定要領で定めるものとする。

#### **第16 査察員の指定方法等(規程第19条関係)**

- 1 規程第19条に規定する査察員の指定の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 署長は、査察実施計画の策定の際、当該査察計画対象物における日勤査察、非番査察又は当務査察の別を指定するとともに、非番査察及び当務査察を実施する署所(本署及び出張所をいう。以下同じ。)を指定する。
  - (2) 上記(1)による指定を受けた署所の査察執行責任者は、当該査察の実施予定時期までに実施する査察員を指定する。
- 2 上記1の指定にあたっては、規程第6条第2項及び第4項に規定する対応区分及び第4の規定のほか、次の事項に留意すること。
  - (1) 当務査察を実施する署所の指定にあつては、原則として、当該査察対象物の所在地を受持区域(本署、出張所受持区域規程(昭和58年消防局訓令(甲)第2号)に規定する受持区域をいう。)とする署所を指定するものとする。
  - (2) 上記1(2)の規定による査察員の指定にあつては、査察業務以外の業務量及び当該署所の実態等を考慮し、特定の職員に業務が集中しないように配慮しなければならない。
  - (3) 本署における当務査察を実施する査察員の指定は、査察執行責任者の指示を受けた当務査察調整者がこれを行うことができる。
- 3 上記1及び2に規定するほか、査察員の指定に必要な事項は、規程第17条第2項の規定により部長が定める策定要領で定めるものとする。

### 第17 査察計画対象物の執行管理方法（規程第20条関係）

査察対策室長及び署予防課長の指示を受けた査察執行責任者及び査察執行副責任者は、別に定める査察執行管理一覧表により、査察計画対象物の査察執行状況及び消防法令違反の是正状況を常に把握し、査察員に必要な指示、助言及び指導を行わなければならない。

### 第18 査察執行状況の報告（規程第21条関係）

- 1 規程第21条第1項に規定する報告は、別に定める査察執行状況等一覧表により、四半期ごとに報告するものとする。
- 2 上記1による報告は、規程第16条第4項の規定による署査察対策検討会議の結果報告と併せて行うことができるものとする。
- 3 上記1の報告を受けた部長は、その内容をとりまとめて定量的に評価するとともに、その結果を踏まえて署予防課長及び査察対策室長に指導及び助言を行うものとする。

### 第19 無通告で立入検査を実施する要件（規程第22条関係）

規程第22条第2号に規定する「実態を的確に把握するために必要がある場合」とは、次のとおりとする。

- (1) 避難施設又は防火施設の管理状況や自動火災報知設備の音響停止など、事前に連絡することで一時的に是正され、防火対象物の消防法令違反の実態が正確に把握できないおそれのある場合。
- (2) 消防法令違反の疑いがあるとの通報を受けて立入検査を行う場合。
- (3) 危険物製造所等における危険物取扱者の立会い状況を確認する場合。
- (4) 上記(1)から(3)までのほか、部長又は署長が必要と認める場合。

### 第20 立入検査の拒否等（規程第23条関係）

- 1 立入検査を拒否等される場合は、規程第23条第1項に規定する「拒否等の理由」のほか、立入検査を拒否等する者の役職及び氏名並びに当該査察対象物との関係性を確認すること。
- 2 上記1により確認した拒否等の理由が正当なものである場合は、関係者と立入検査の実施時期等について再度調整し、改めて実施することとする。  
なお、拒否等の理由が正当なものである場合とは、次のとおりとする。
  - (1) 関係者の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき。
  - (2) 関係者から立入検査証（千葉市消防立入検査証規則（昭和53年千葉市規則第2号）第1条に規定する立入検査証をいう。）の提示を求められたにもかかわらず、査察員が提示しなかった場合。

- (3) 関係者の一方的事情による理由であっても、それが社会通念上妥当性を有していると認められる場合。
- 3 規程第23条第1項及び上記1の規定により確認及び説明した内容は、規程第80条第1項の規定に基づき、情報システム等に記録すること。

## 第21 立入検査の編成の例外等（規程第24条関係）

- 1 査察員の長の業務は、次のとおりとする。
- (1) 担当する査察の指揮を執り、査察業務が円滑に執行されるように努めること。
- (2) 担当した査察対象物の消防法令違反の是正指導の徹底を図ること。
- 2 規程第24条第1項ただし書に規定する「立入検査に支障がないと認める場合」の運用は、次のとおりとする。
- (1) 確認査察として行う立入検査その他把握している消防法令違反に係る調査、指導又は確認のみを目的とした立入検査を実施する場合は、班を編成せずに単独で実施することができる。
- (2) 消防士長以上の階級にある査察員が当該立入検査を実施することができない場合で、消防士の階級にある査察員が長として当該立入検査を実施するために十分な知識と経験を有すると認められるときは、消防士の階級にある査察員を長とすることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、査察執行責任者等が査察員の階級、査察業務の経験及び知識等から総合的に判断して支障がないと認める場合は、査察員の階級及び人数を問わずに立入検査を実施することができる。

## 第22 事前準備の実施要領（規程第25条関係）

規程第25条に規定する事前準備は、別に定める実施要領により行うものとする。

## 第23 立入検査要領（規程第26条関係）

- 1 立入検査を効率的に実施するため、事前に査察対象物の関係者と打ち合わせを行うこと。
- 2 設備点検が定められた期間ごとに実施及び報告されている場合で、当該点検が有資格者（消防設備士免状の交付を受けている者及び消防設備点検資格者をいう。）により行われたものであるときは、点検基準に適合している点検項目に係る検査を省略することができる。
- 3 規程第26条第2項ただし書きに規定する重点的又は部分的な検査とは、次のとおりとする。

- (1) 重点的な検査とは、検査項目を限定して実施する検査をいう。
- (2) 部分的な検査とは、査察対象物の範囲を限定して実施する検査をいう。
- 4 規程第26条第2項ただし書きの規定により、重点的又は部分的に検査を行うことができる場合は、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 特別査察として立入検査を実施する場合で、重点的又は部分的な検査によりその目的を達成することができるとき。
  - (2) 確認査察又は違反調査として立入検査を実施する場合。
  - (3) 防火対象物点検の特例認定を受けている部分がある場合で、当該部分以外の部分の検査を行うとき。
  - (4) 省略する項目又は部分の検査を立入検査以外の方法により補完することができる場合。
  - (5) 上記(1)から(4)までに規定する場合のほか、重点的又は部分的な検査を行うことに合理的な理由があり、特に必要と認められる場合。
- 5 規程第26条第3項に規定する設備及び施設を有効に活用し得るか否かの確認は、次に掲げる事項について関係者等に実際に操作を求め又は操作要領を質問することにより行うこと。
  - (1) 消火器の操作要領
  - (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の放水操作
  - (3) スプリンクラー設備の補助散水栓の放水操作及び制御弁の操作
  - (4) 自動火災報知設備の受信機の火災表示確認要領及び音響装置の操作要領
  - (5) 非常警報設備の操作
  - (6) 防火設備の操作
  - (7) 避難器具の設定要領
  - (8) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の起動操作要領（手動起動方式のものに限る。）及び停止操作要領
  - (9) 上記(1)から(8)までに掲げる事項のほか、これらに類する事項で必要と認めるもの
- 6 規程第26条第4項に規定する「火災予防上の特性を踏まえた検査及び指導」を行う対象は、次に掲げる防火対象物とする。
  - (1) 消防法施行規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物
  - (2) 令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供される部分を有する防火対象物
  - (3) 令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハに掲げる用途に供される部分を有する防火対象物

- (4) 令別表第1(12)項イに掲げる用途に供される部分を有する防火対象物のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が10,000㎡以上のもので、千葉市火災予防条例（以下「条例」という。）第3章第1節に規定する対象火気設備が設置され、又は指定数量の5分の1以上の危険物若しくは条例第33条第1項本文に規定する指定可燃物を貯蔵若しくは取り扱うもの。
- (5) 令別表第1(14)項に掲げる用途に供される部分を有する防火対象物のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が10,000㎡以上のもの。

#### 第24 立入検査結果通知書の交付（規程第27条関係）

- 1 規程第27条第1項に規定する立入検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）の使用区分は、下表のとおりとする。ただし、査察を効果的又は効率的に行うために必要と認める場合は、これによらないことができる。

結果通知書の種別	使用区分
規程様式第2号（その1）	事後交付用
規程様式第2号（その2）	即時交付用（一般対象物）
規程様式第2号（その3）	即時交付用（移動タンク貯蔵所）
規程様式第2号（その4）	即時交付用（危険物運搬車両）
規程様式第2号（その5）	即時交付用（危険物製造所等）

- 2 次のいずれかに該当する場合は、指摘事項について署所内で十分に精査し、査察執行責任者等に報告した後に結果通知書を交付するものとする。
- (1) 現場で判断できない事項がある場合。
- (2) 消防用設備等の未設置又は主たる機能の喪失による維持管理不適を指摘しようとする場合。
- (3) 無窓階の判定を含む消防法令違反を指摘しようとする場合。
- (4) 上記(1)から(3)までに規定する場合のほか、違反是正措置に伴い関係者に大きな負担が生じる消防法令違反又は高度な判断が必要な消防法令違反を指摘しようとする場合。
- 3 結果通知書を即時交付する場合は、直筆の原本を交付し、複写した結果通知書により規程第28条に規定する報告を行うこと。
- 4 結果通知書を事後交付する場合は、立入検査を実施した日の翌日から起算して14日以内に交付するものとする。ただし、違反事実を確定させるために違反調査を実施する必要がある場合はこの限りではない。
- 5 結果通知書を事後交付する場合は、電子メール又はファクシミリ等（以下「電子メール等」という。）によりデータで交付することができる。



- 6 結果通知書は、指摘する消防法令違反の履行義務者ごとに作成し、これを交付すること。
- 7 結果通知書を交付した場合は、複写又は控えの結果通知書に受領者の署名を求めるものとする。ただし、上記5の規定により結果通知書を電子メール等で交付した場合又は郵送した場合等は、関係者等に当該データ又は郵送物が到達したことを確認し、結果通知書の控えに次の事項を記録することで足りる。
  - (1) 到達確認に対応した関係者等の氏名
  - (2) 到達確認を実施した査察員の氏名
  - (3) 到達確認を実施した日
  - (4) 到達確認の実施方法
- 8 規程第27条第4項に規定する改修措置方法の説示の要領は、別にこれを定める。

#### **第24の2 立入検査結果の報告要領（規程第28条関係）**

- 1 規程第28条第1項本文の規定により、立入検査結果を報告する場合は、次に掲げる資料を添付すること。
  - (1) 第60、1の規定により情報を入力又は更新した電子台帳から印刷した紙台帳
  - (2) その他立入検査の実施に際して作成した資料
- 2 規程第28条第1項ただし書きの規定による報告は、上記1（1）及び（2）に掲げる資料により行うものとし、紙台帳の余白に実施者及び指摘事項等が無かった旨を記載すること。

#### **第25 改修計画報告書の取扱い（規程第29条関係）**

- 1 規程第29条第1項に規定する改修計画報告書は、電子メール等により受領することができる。
- 2 規程第29条第1項に規定する改修計画報告書は、関係者に2通提出するよう求め、1通を届出者に交付するものとする。ただし、上記1の規定によりデータで受領した場合はこの限りではない。
- 3 規程第29条第4項に規定する「社会通念上又は火災予防上妥当ではないと認められる場合」に該当するかどうかは、別に定める違反の改修期限の目安を参考に判断するものとする。なお、必要に応じ、関係者又は実際に改修措置等を行う事業者等に質問又は確認を行うこと。

## 第26 改修措置等の督促及び履行状況の確認（規程第30条関係）

- 1 規程第30条第1項の規定により行う督促（改修措置等の履行指導及び確認をいう。以下同じ。）は、下表に掲げる時期を目安にそれぞれ同表に掲げる事項について行うこと。

回数	実施時期目安	督促事項
1回目	改修計画報告書の提出期限日	改修計画報告書の提出及び改修措置の計画策定の指導（提出期限日までに改修計画報告書が提出されていない場合に限る。）
2回目	改修計画報告書の提出期限日から1か月後	改修措置の進捗状況確認及び進捗が遅れている場合は速やかな措置の指導
3回目	結果通知書の交付から3か月後又は改修措置の履行完了予定日	改修措置の進捗確認及び特定違反が年度内に是正されない場合は違反処理に移行することを理解しているかどうかの確認

- 2 改修措置等が完了したことの確認は、原則として関係者等に改修状況が確認できる写真等の資料の提出を求め、当該資料により行うこと。
- 3 規程第30条第2項の規定による確認査察は、上記2に規定する資料が提出されない場合その他改修状況の確認又は改修措置の履行促進のために必要と認められる場合に実施するものとする。

## 第27 収去物品の判定依頼（規程第34条関係）

署長は、収去した危険物の類別、品名について疑義がある場合若しくは収去した物品が危険物であることの疑いがある場合、収去した火薬類の成分や安定度等を確認する場合若しくは収去した火薬類の成分や安定度等に疑義がある場合、収去した高圧ガスの性質等を確認する場合若しくは収去した高圧ガスの性質等に疑義がある場合又は収去した液化石油ガスの規格等を確認する場合若しくは収去した液化石油ガスの規格等に疑義がある場合は、判定依頼書（様式第2号）により参考となる資料を添えて、局長へ依頼するものとする。

## 第28 点検報告に係る是正指導等（規程第35条関係）

- 1 規程第35条第1項の規定により交付する消防用設備等点検結果報告に係る改修指導書及び防火対象物（防災管理）点検結果報告に係る改修指導書は、千葉県消防決裁規程（昭和62年消防局訓令（甲）第5号）第4条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該指導書を処理する職員を指定し、窓口等で必要事項を記載して即時に交付するものとする。

2 上記1に規定する職員の指定は、毎年度当初、次に掲げる事項について専決者である署予防課長の決裁を受けることにより行うものとする。

- (1) 指定する職員
- (2) 指定期間
- (3) 業務内容
- (4) 指名する理由

3 規程第35条第2項に規定する「特に危険性が高いと判断される不良」とは、次に掲げる不良（改修済みのものを除く。第28及び第29において同じ。）とする。

- (1) 重大違反に該当するおそれがあると認められる不良。
- (2) 建築物の過半にわたり避難施設又は防火施設の維持管理状況が不適正だと認められる不良。
- (3) その他上記(1)及び(2)と同等の危険性があると認められる不良。

#### 第29 点検報告の推進及び活用の方法（規程第36条関係）

- 1 防火対象物点検、防災管理点検又は設備点検の結果が未報告の査察対象物については、必要に応じ、勧告書（様式第3号）を交付する等により点検の実施及び報告の促進を図ること。
- 2 防火対象物点検、防災管理点検又は設備点検の結果報告において、下表に掲げる不良がある場合には、情報システムに当該不良内容を記録し、規程第17条に規定する査察実施計画の策定に際して活用するものとする。

点検種別	情報システムに記録すべき不良内容
設備点検	消防用設備等の機能の大部分が損失しているおそれがある不良
	過去の事故事例に鑑み人命危険性が高いと認められる不良
防火対象物点検・ 防災管理点検	避難施設又は防火施設の維持管理に係る不備
共通	上欄に掲げる不良のほか、立入検査を実施して改修させる必要があると認められる不良

#### 第30 違反処理の基準等（規程第38条関係）

- 1 規程第38条第1項に規定する「違反処理基準」は、別表第1のとおりとする。

- 2 違反処理における履行期限は、社会通念上可能と認められる最短の期限を設定することが原則であるため、違反処理基準に定める履行期限を目安とし、当該消防対象物の規模、実態及び火災危険性等に応じて、適当な履行期限を設置すること。
- 3 規程第38条第2項ただし書きに規定する「違反処理を留保すべき特別の事由がある場合」とは、次の場合をいう。
  - (1) 都市計画等により、違反對象物の取壊し、移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較して留保が妥当な場合。
  - (2) 違反對象物の所有権等の権利関係について係争中であり、名宛人が特定できない場合。
  - (3) 破産手続きを開始している違反者の破産管財人が決定していない場合。
  - (4) 火災等により防火対象物が滅失又は損壊し、実態上使用できない状態の場合（危険物施設等を除く。）。
  - (5) 社会的影響により消防法令違反の是正の遅れに合理的な理由があり、違反の程度と比較して留保が妥当な場合。
  - (6) その他社会通念上妥当と認められる理由がある場合。
- 4 規程第38条第2項ただし書きの規定により違反処理を留保する場合は、留保している間、違反内容の危険性に応じた代替的安全措置又は防火管理上の安全対策措置を講じさせるとともに、その事実を電子台帳の経過欄に記録するものとする。

### 第31 使用の禁止、停止又は制限命令の適用要件等（規程第38条関係）

- 1 法第5条の2第1項の規定による使用の禁止、停止又は制限の命令（以下「使用停止命令等」という。）は、違反処理基準に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる場合に行うものとする。
  - (1) 法第5条第1項若しくは第5条の3第1項の規定により命令した措置又は第17条の4第1項の規定により命令した重大違反の是正措置が不履行である場合（履行されても十分ではない場合及び期限までに履行が完了する見込みがない場合を含む。以下同じ。）で、引き続き、個別具体的な火災危険性があると認められるとき。
  - (2) 法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項又は第8条の2の5第3項の規定により命令した措置又は第17条の4第1項の規定により命令した措置（重大違反の是正措置を除く。）が不履行である場合で、次に掲げる事項等から総合的に判断し、個別具体的な火災危険性があると認められるとき。
    - ア 用途、構造及び規模並びに他の消防法令違反の状況

- イ 防火又は避難に係る建築基準法令違反の状況
  - ウ 防火対象物の形状及び収容物等による火災発生時の避難困難性の有無
- (3) 火災危険性の性質上、使用停止命令等以外の措置では火災危険性を除去することができないと認められる場合。
- (4) 使用停止命令等以外の措置でも火災危険性の排除が可能であるが、当該措置を行うための経済的な負担等が極めて大きく、社会通念上、使用停止命令等を行うことが最も合理的であると認められる場合。
- (5) 火災危険性の程度が著しく高く、緊急にこれを排除する必要がある場合で、使用停止命令等以外の措置をとらせる猶予がないと認められる場合。
- 2 使用停止命令等は、想定される個別具体的な火災危険性を除去するために必要な最小限度の範囲で行うものとする。

### 第32 違反調査の実施要件（規程第39条関係）

- 1 規程第39条に規定する違反調査は、当該違反事案について違反処理を検討する上で、立入検査等により既に把握している事実関係の内容に不足が生じた場合又は事実関係の確認を行う場合に行うものとする。
- 2 上記1に規定する場合のほか、次に掲げる場合は、違反調査を実施して違反事実及び名宛人を特定するものとする。
- (1) 立入検査の結果として重大違反を指摘しようとする場合。
  - (2) 立入検査の結果として消防用設備等の未設置違反（重大違反を除く。）を指摘しようとする場合で、違反調査による違反事実の特定が必要と認められるとき。
  - (3) 火災、事故等が発生したことにより、火災予防等の観点から調査を行う必要があると認められる場合。
  - (4) その他、局長又は署長が特に必要と認める場合。

### 第33 違反調査の方法等（規程第39条関係）

- 1 違反調査にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 関係者等の民事上の紛争には関与しないこと。
  - (2) 違反事実の特定には、査察対象物の用途、構造、規模、収容人員等の確認のほか、新築及び増改築の年月日（工事着手年月日）並びに用途変更の経過等（特定防火対象物以外の防火対象物の消防用設備等（消火器、避難器具その他令第34条各号に掲げるものを除く。）に係る違反事実を特定する場合に限る。）を確認すること。
  - (3) 資料の収集にあたっては、法第4条及び第16条の5の規定等に基づく資料提出又は報告徴収等の権限を有効に活用すること。

- (4) 違反事実又は名宛人の特定に必要な場合は、規程第81条第2項の規定に基づき、関係行政機関に対して関係資料の閲覧若しくは交付又は協力を求めること。
- 2 警告、命令又は許可若しくは認定の取消しを行う場合の違反調査は、実況見分並びに物証及び書証の収集等により違反事実及び名宛人を特定すること。
- 3 法第3条第1項又は第5条の3第1項の規定により局長又は署長以外の査察員が即時に命令を行う必要がある場合は、上記2によらず、質問等による名宛人の特定並びに違反箇所の図面作成及び写真撮影等による簡略的な違反調査で足りる。
- 4 実況見分を行った場合は実況見分調書（様式第4号）を、違反者等から違反事実に係る事情を聴取した場合は質問調書（様式第5号）をそれぞれ作成するものとする。
- 5 規程第39条第2項に規定する違反調査報告書に添付する資料は、次のとおりとする。
- (1) 実況見分調書（実況見分を実施した場合に限る。）
  - (2) 質問調書（質問調書を作成した場合に限る。）
  - (3) 結果通知書の写し又は控え
  - (4) 名宛人を特定するための資料
  - (5) その他違反事実を証明するための資料
  - (6) その他必要と認められる資料
- 6 違反調査の具体的な方法は、別にこれを定める。

### 第34 行政指導の中止等の求めへの対応（規程第40条・第41条関係）

規程第40条第1項及び第41条第1項に規定する調査は、規程第39条を準用して違反事実及び名宛人の特定を行い、その結果を局長又は署長に報告するものとする。

### 第35 警告の時期（規程第42条関係）

- 1 規程第42条第1項第1号に該当する場合は、改修計画報告書により報告された履行予定日又は別表第1に定める履行期限のいずれか短い方の日を経過した時点で遅滞なく警告を行うものとする。ただし、改修計画報告書が提出されず、かつ、関係者に違反是正を行う意思が無いと判断される場合には、直ちに警告を行うこと。

- 2 規程第42条第1項第2号に該当する場合で、特定違反が立入検査を実施した日以後における最初の4月1日まで継続しているときは、速やかに警告を行うものとする。ただし、査察実施計画に基づく査察の進捗状況及び当該防火対象物の火災危険性等を踏まえ、可能な限り立入検査を実施した年度内に警告を行うよう努めなければならない。

### 第36 警告及び命令事項の督促（規程第43条・第48条関係）

- 1 規程第43条第1項の規定により行う督促は、下表に掲げる時期を目安にそれぞれ同表に掲げる事項について行うこと。

回数	実施時期目安	督促事項
1回目	警告書等の交付から1か月後	改修措置の進捗状況確認及び進捗が遅れている場合は速やかな措置の指導
2回目	履行期限の1か月前	履行期限内の措置完了見込みの確認及び完了する見込みが無い場合は上位措置の移行予定日の伝達
3回目	履行期限日	違反処理を留保する理由の有無等の確認

- 2 規程第48条第4項の規定により行う督促は、上記1の例によること。

### 第37 警告事項の履行状況確認の調査と違反調査（規程第44条）

- 1 規程第44条第1項の規定による警告事項の履行状況確認のための調査は、履行期限を経過した場合で、その履行状況を確認できないときに行うものとする。
- 2 警告事項の履行が完了したことの確認は、原則として関係者等に履行状況が確認できる写真等の資料の提出を求め、当該資料により行うこと。
- 3 上記1の規定により履行状況確認のための調査を行う場合は、規程第45条の規定により上位の措置に移行しようとする場合における違反調査を併せて実施するものとし、既に違反調査を実施している場合は、当該調査内容から変更が生じていないことの調査及び変更が生じている部分のみの調査で足りる。

### 第38 再発防止のための措置（規程第46条関係）

- 1 規程第46条に規定する再発防止のための措置の指導は、次に掲げる場合に行うものとする。
  - (1) 消防法令違反に起因する火災等の災害を発生させ、又は延焼拡大させた場合。
  - (2) 消防用設備等の不適正な維持管理により事故を発生させた場合。

- (3) 繰り返し消防法令違反を発生させる等違反の内容が悪質な場合。
- (4) その他再発防止のための指導が必要と認められる場合。
- 2 規程第46条の規定する再発防止のための措置の指導は、関係者に対して自主防火意識の向上を促し、火災及び事故並びに消防法令違反の再発防止を図るために行うものとし、主に次に掲げる事項について指導すること。
  - (1) 繰り返し違反その他火災及び事故の発生要因となった違反が生じた原因の検証
  - (2) 再発防止のための消防計画の見直し
  - (3) 従業員に対する防火管理教育の実施並びに消防訓練の実施
  - (4) 見直した消防計画の内容が確実に履行されるための管理体制の構築
- 3 規程第46条の規定により指導書を交付しても指導事項が履行されない場合で、当該防火対象物に法第8条第1項の規定による防火管理者（以下「防火管理者」という。）が選任されているときは、防火管理業務不適性として違反処理基準に従い違反処理を行うものとする。

### 第39 局長又は署長による緊急口頭命令（規程第48条関係）

規程第48条第2項ただし書に規定する口頭による命令は、火災予防上猶予できないと認めた場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認めた場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないときのほか、公共の安全の維持又は災害発生防止のため、緊急に次に掲げる命令を行う必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 危険物製造所等の使用の一時停止又は使用制限命令
- (2) 火薬類の製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止命令
- (3) 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限命令
- (4) 火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令
- (5) 火薬類を廃棄した者に対する当該火薬類の収去命令
- (6) 高圧ガス製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止命令
- (7) 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限命令
- (8) 高圧ガス又は高圧ガスを充てんした容器の所在場所の変更又は廃棄命令
- (9) 液化石油ガスの充てんのための施設又は販売所の全部又は一部の使用の一時停止命令
- (10) 液化石油ガスの充てん、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限命令



- (11) 液化石油ガス又は液化石油ガスを充てんした容器の所在場所の変更又は廃棄命令

#### 第40 吏員命令書の交付（規程第49条関係）

- 1 規程第49条第1項本文の規定による命令書は、直筆の原本を交付し、複写した命令書により同条第3項に規定する報告を行うこと。
- 2 規程第49条第1項ただし書きの「局長又は署長が当該命令を行う必要があると認められる場合」とは、次のとおりとする。
  - (1) 違反の状況が命令要件に該当するか否かの判断が困難である場合。
  - (2) 訴訟等が懸念される事由がある場合。
  - (3) その他消防長又は消防署長が命令を行うことが適切だと判断される場合。

#### 第41 催告の時期と局への移管（規程第51条関係）

- 1 規程第51条第2項の規定により催告を行う時期は、命令の履行期限が経過した後、又は使用停止命令等が履行されていない場合に速やかに行うものとする。
- 2 署長は、規程第51条第2項の規定により催告を行った場合で、当該違反事案が別表第2に定める告発要件に該当するおそれがあると認められるときは、命令違反報告書（様式第6号）により局長に報告し、当該査察対象物の総合台帳、違反処理関係資料その他必要と認められる資料を局に送付するものとする。
- 3 上記2の報告を受けた局長は、規程第61条第1項の規定により当該違反事案について違反調査を行うものとする。
- 4 局長は、次のいずれかに該当した場合は、上記2の規定により受領した資料を返却するものとする。
  - (1) 違反処理が完結した場合。
  - (2) 調査の結果、告発、過料事件の通知又は代執行を行う必要がないと判断した場合。
  - (3) 規程第61条第2項ただし書きの規定により告発を留保することとした場合。

#### **第42 使用停止命令等の解除要件（規程第52条関係）**

- 1 法第5条の2第1項の規定による使用停止命令等の解除は、消防用設備等の維持管理状況、火災発生時の避難安全性及び防火管理の状況等から総合的に判断し、個別具体的な火災危険性が除去されたと認める場合に行うものとする。
- 2 法第12条の3第1項の規定による緊急使用停止命令等の解除は、火災の鎮火状況、漏洩危険物の除去その他災害を防除するための措置の実施状況、消防法令の遵守状況及び事故原因を踏まえた再発防止策の内容等から総合的に判断し、公共の安全の維持及び災害の発生防止が確保されたと認める場合に行うものとする。
- 3 上記1及び2に定めるほか、法第5条の2第1項第1号、法12条の2第1項第3号並びに法第12条の2第2項第1号及び第4号の規定に基づき他の命令事項が不履行であることを前提として行った使用停止命令等は、原則として、当該他の命令事項の履行が完了した時点で解除するものとする。この場合、当該解除要件をあらかじめ命令書に記載しておくことが望ましい。

#### **第43 命令の事前報告の方法（規程第53条関係）**

- 1 規程第53条第1項の規定による報告は、命令を行おうとする日の7日前までに、次に掲げる資料を添付し、文書管理システムにより起案して行うこと。
  - (1) 交付しようとする命令書の案文
  - (2) 違反調査報告書及びその添付資料
  - (3) その他必要と認める資料
- 2 規程第53条第2項の規定による助言等は、命令の事前報告に対する助言等（様式第6号の2）により行うものとする。

#### **第44 命令等の速報要領（規程第54条関係）**

- 規程第54条第1項及び第3項に規定する命令等の速報は、次のとおり行うものとする。
- (1) 命令を行った場合は、遅滞なく命令書の写しを電子メール等により送付すること。
  - (2) 命令事項の履行等により命令の効力が消滅した場合又は命令を解除した場合は、遅滞なく電話等により解除した旨を報告すること。

#### 第45 公示の様式（規程第55条関係）

規程第55条に規定する標識は、消防法による命令の公告（様式第7号）によるものとする。

#### 第46 特例認定の取消しの運用（規程第58条関係）

- 1 防火対象物点検の特例認定又は防災管理点検の特例認定を受けている防火対象物において、消防法施行規則第4条の2の8第1項又は第51条の16第1項の基準に適合していないことを認知した場合は、関係者に対して直ちに当該基準に適合させるように指導するものとする。
- 2 上記1により指導したにもかかわらず是正がなされない場合は、規程第58条の規定により特例認定の取消しを行うこと。

#### 第47 告発基準等（規程第61条関係）

- 1 規程第61条第1項に規定する告発基準は、別表第2のとおりとする。
- 2 規程第61条第1項に規定する違反調査は、第33, 2を準用して違反事実及び名宛人を特定するほか、違反者等から違反事実に係る事情を聴取し、それを録取すること等により違反性及び有責性について特定すること。
- 3 規程第61条第2項ただし書きに規定する「告発をすることが行政上適切ではないという合理的な理由」は、次のとおりとする。
  - (1) 違反事実の立証ができない場合。
  - (2) 違反者の特定ができない場合。
  - (3) その他、告発を留保することが妥当と判断される場合。

#### 第48 過料事件の通知の手続き等（規程第62条関係）

- 1 規程第62条第2項に規定する違反調査は、第33, 2を準用して違反事実及び名宛人を特定するほか、違反者等から違反事実に係る事情を聴取し、それを録取すること等により違反事実を明確にすること。
- 2 規程第62条第3項に規定する過料事件通知書は、郵送により地方裁判所へ通知するものとし、違反事実を明確にすることができる書類を添付すること。
- 3 違反があった日から3年を経過した場合、過料事件の通知は行わないものとする。

#### 第49 代執行及び略式の代執行の手続き等（規程第63条・第65条関係）

- 1 規程第63条及び第65条の規定に基づく措置をする場合において、物件を除去する必要があると認めるときは、当該物件の名称、種類、形状及び数量等を勘案し、保管に適する場所を選定のうえ除去すること。
- 2 上記1により除去した物件を保管する場合は、次の事項に留意して行うものとする。ただし、物件の状態からみて保管することが困難な場合は、売却してその代金を保管するものとする。
  - (1) 物件の滅失及びき損の防止
  - (2) 盗難の防止
  - (3) 火災等の発生防止（危険物又は燃焼のおそれのある物件に限る。）
- 3 保管場所の選定に当たっては、危険物等で保管上の規制を受けるもの又は保管に相当の場所を確保する必要があるものは、除去物件の状態に応じた場所を保管場所として決定するとともに、当該保管場所については、あらかじめ調査し、除去に際して支障のないようにすること。
- 4 除去作業に要する人員及び方法等については、除去すべき物件の種類数量等から勘案して定めること。
- 5 除去作業中に所有者、管理者又は占有者で権原を有する者（以下「所有者等」という。）であると主張する者が現われた場合は、作業を中止し、質問等により当該物件の所有者等であることが確認されたときには、物件の除去等の必要な措置をとらせること。
- 6 所有者等であることを主張する者の確認にあたっては、物件の存置場所、存置理由その他当該物件との関連について質問し、その旨を録取すること。
- 7 所有者等であることを主張する者から保管物件の返還を求められた場合は、当該物件の所有者等であることを証するに足りる書類等の提示を求め、権利の存否を確認するとともに、当該保管物件が保管されているときは保管物件返還請求書（様式第8号）を、売却されているときは売却代金返還請求書（様式第9号）をそれぞれ提出させるものとする。
- 8 上記7に規定する「所有者等であることを証するに足りる書類等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 所有者等本人の場合は、本人の住民票、住所及び氏名等を証明できる書類
  - (2) 所有者等の代理人の場合は、所有者等の委任状、住民票、印鑑登録証明書及び代理人の身分証明書

## 第50 代執行に係る留意事項（規程第63条関係）

- 1 規程第63条第2項の規定により事前に計画を定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項に規定される執行責任者（以下第50において「執行責任者」という。）の指名及び代執行実施担当者の編成
  - (2) 作業を請け負わせる者との契約手続
  - (3) 必要経費の概算額の見積り
  - (4) 警察その他関係機関への協力依頼
  - (5) 居住者又は占有者に対する立ち退き勧告
  - (6) 関係者等に対する除去物件引渡の通告
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 執行責任者は、複数の者を指定すること。
- 3 警察官等中立な立場にある第三者を立会人としておくこと。
- 4 物件を除去する際には、調書を作成すること。この場合、立会人の立会いのもとに行い、各動産の位置及び数量を確認し、図面を作成しておくこと。
- 5 代執行を行う場合は、作業の内容及び規模等から、第三者に作業を行わせる方法を選択することができるものとする。
- 6 代執行に要した費用を行政代執行法に基づき徴収等したときは、千葉市予算会計規則（平成4年規則第97号）又は千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）等の関係規定（以下「財務関係規定」という。）に定めるところにより処理するものとする。

## 第51 略式の代執行に係る留意事項（規程第65条関係）

- 1 規程第65条に規定する略式の代執行を行い、物件を保管したときは、保管物件公告（様式第10号）を同日に局、署及び出張所に掲示することにより公示し、保管物件一覧簿（様式第11号）を作成して、随時関係者が閲覧できるようにするものとする。
- 2 上記1による公示期間は14日間とし、当該期間が経過してもなお保管物件の関係者を確知することができないときは、当該公告を千葉市公告式条例（昭和25年条例第29号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するものとする。
- 3 局長又は署長は、物件の除去又は保管について費用の支出を要するとき及び売却したときは、財務関係規定の定めるところにより処理するものとする。

- 4 局長又は署長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第6項の規定により、公示から6か月を経過した物件については、財務関係規定の定めるところにより適正な処分を行うものとする。

### 第52 略式の代執行の事前の公告（規程第65条関係）

- 1 規程第65条第3項に規定する事前公告は、消防法による措置の予告（様式第12号）により、略式の代執行を行おうとする日の14日前までに行うこと。
- 2 上記1の公告を行う場所は、当該防火対象物並びに局、署及び出張所の掲示板とし、当該防火対象物には様式第12号（その1）を、局、署及び出張所の掲示板には様式第12号（その2）をそれぞれ掲示する。

### 第53 警告書等の交付（規程第66条関係）

- 1 規程第66条第2項に規定する「別に定める方法」とは、下表のとおりとする。

文書の種類	名宛人に直接交付することができない場合の交付方法	受領の署名等
警告書、催告書	① 名宛人と相当の関係にある者 <sup>※1</sup> への交付	交付した者に受領書への署名又は記名押印を求める。
	② 配達証明郵便 <sup>※2</sup>	配達証明書により不要。
命令書、報告徴収書、許可取消書、特例認定取消書、登録取消書、戒告書、代執行令書	① 配達証明付き内容証明郵便	配達証明書及び郵便局から返却された内容証明文書により不要。
	② 名宛人と相当の関係にある者への交付 <sup>※3</sup>	交付した者に受領書への署名又は記名押印を求める。

※1 「名宛人と相当の関係にある者」とは、次の者をいう。

- ① 名宛人の配偶者
- ② 名宛人の権原が及ぶ従業員
- ③ 名宛人が選任している防火管理者（危険物施設の場合は危険物保安監督者等）

※2 必要に応じて配達証明付き内容証明郵便とすることができる。

※3 規程第49条の規定により、局長又は署長以外の査察員が命令を行う場合を除き、配達証明付き内容証明郵便により交付することが望ましい。

- 2 署名又は記名押印された受領書（配達証明郵便で郵送した場合は配達証明書、配達証明付き内容証明で郵送した場合は配達証明書及び郵便郵便局から返却された内容証明文書）は、交付した文書の写しとともに総合台帳に編冊すること。

#### 第54 違反処理経過の記録に係る留意事項（規程第67条関係）

- 1 違反処理経過は、電子台帳の経過欄に記録すること。
- 2 違反処理経過は、訴訟及び告発等の際の資料となることを踏まえ、可能な限り詳細に記録すること。

#### 第55 通信査察の実施方法（規程第73条関係）

- 1 通信査察は、下表に掲げる防火対象物区分及び使用する通信機器に応じてそれぞれ同表に掲げる調査票により実施すること。

防火対象物区分	通信機器種別	
	電話	ファクシミリ ・電子メール
防火管理者の選任義務がない防火対象物	通信査察調査票1 (様式第13号)	建物の現況調査票1 (様式第13号の2)
防火管理者の選任義務がある防火対象物のうち、管理権原者が単一のもので、防火対象物点検の実施及び報告義務がないもの	通信査察調査票2 (様式第14号)	建物の現況調査票2 (様式第14号の2)
防火管理者の選任義務がある防火対象物のうち、管理権原者が複数いるもので、防火対象物点検の実施及び報告義務がないもの	通信査察調査票3 (様式第15号)	建物の現況調査票3 (様式第15号の2)
防火対象物点検の実施及び報告義務がある防火対象物	通信査察調査票4 (様式第16号)	建物の現況調査票4 (様式第16号の2)
令別表第一(5)項ロに掲げる防火対象物※	通信査察調査票5 (様式第17号)	建物の現況調査票5 (様式第17号の2)

※ 令別表第一(5)項ロに掲げる防火対象物は、他の防火対象物区分に該当する場合でも通信査察調査票5（様式第17号）又は建物の現況調査票5（様式第17号の2）を使用する。

- 2 次に掲げる事項については、別にこれを定める。
  - (1) 調査票の記入要領及び実施要領
  - (2) 規程第73条第4項に規定する改修措置方法の説示の要領

(3) その他通信査察の実施に際し必要な事項

#### 第56 通信査察における督促（規程第75条関係）

規程第75条の規定により行う督促は、下表に掲げる時期を目安にそれぞれ同表に掲げる事項について行うこと。

回数	実施時期目安	督促事項
1回目	通信査察の実施から1か月後	改修措置の進捗状況確認及び進捗が遅れている場合は速やかな措置の指導
2回目	通信査察を実施した年度の年度末	履行期限内の措置完了見込みの確認及び完了する見込みが無い場合は立入検査又は違反処理に移行することの伝達

#### 第57 通信査察結果の記録等（規程第76条関係）

規程第76条第1項の「査察の適正執行に資する情報」とは、次に掲げる情報とする。

- (1) 特定違反のおそれの有無。
- (2) 拒否等の事由により通信査察を実施することができなかった旨の情報。
- (3) その他立入検査の必要性を検討する上で有益な情報。

#### 第58 査察統計の趣旨と活用（規程第78条関係）

- 1 査察統計は、管轄区域内の査察業務の概要及び状況を把握し、査察の一連の過程についての分析及び評価を行うために作成するものとする。
- 2 部長及び署長は、査察統計を活用し、査察業務の課題及びその改善策を検討し、今後の施策に反映させるよう努めるものとする。

#### 第59 総合台帳の整理（規程第79条関係）

- 1 規程第79条に規定する総合台帳に編冊する書類は、別表第3のとおりとする。
- 2 編冊された書類が更新等により不要となった場合は、当該書類を除冊すること。
- 3 総合台帳から除冊した書類は、公文書取扱規程第36条に規定する保存期間（以下「保存期間」という。）を経過した後、当該規定に従って廃棄すること。
- 4 別表第3に規定する書類等の保存期間は、別に定めがある場合を除き、原則として1年とすること。



- 5 査察を実施した査察員は、実施した査察対象物の総合台帳を整理するものとする。

#### **第60 情報システム等への入力及び電子台帳の整理（規程第80条関係）**

- 1 査察を実施した査察員は、電子台帳及び査察執行管理一覧表に必要な情報を入力又は更新するものとする。
- 2 上記1のほか、当該査察対象物に係る届出等が提出された場合その他電子台帳に記録された情報に変更が生じたことを認知した場合は、電子台帳の情報を更新するものとする。
- 3 防火対象物が新たに建築された場合及び査察等で新たに査察対象物を把握した場合にあっては、情報システム上に新たな電子台帳を作成するものとする。
- 4 消防用水又は消火活動上必要な施設の位置及び維持管理状況等を検査した情報は、必要に応じて、千葉市消防警防規程（平成30年5月22日消防局訓令（甲）第14号）第33条に規定する警防調査に反映させるものとする。
- 5 情報システム及び査察執行管理一覧表への入力項目及び入力方法については、別に定める。

#### **第61 関係行政機関との連携の方法（規程第81条関係）**

- 1 署査察員は、火災予防上重要な他法令違反（消防関係法令以外の法令違反をいう。以下同じ。）を発見し、又はその疑いがあると認めるときは、査察執行責任者及び署予防課長に報告するものとする。
- 2 上記1の報告を受けた署予防課長は、査察員に調査を行わせ、その結果を局長に報告するものとする。なお、報告の際、違反状況がわかる写真及び図面を添付するものとする。
- 3 上記2の報告を受けた局長は、報告内容から他法令違反への該当性を検討し、必要と認める場合は、法令不適合通知書（様式第18号）により関係行政機関に通知するものとする。
- 4 他法令違反の調査、報告及び通知の具体的な方法は、別に定める。
- 5 規程第81条第2項により行う関係行政機関への照会は、火災予防関係事項照会書（様式第19号）により行う。
- 6 規程第81条第4項により行う関係機関への通報は、行政処分通報書（様式第20号）により行う。
- 7 関係行政機関に対しての通知、照会又は通報において別に定めがある場合は、上記1から6までに定める方法によらず、当該別の定めによること。

## 第62 様式の編集

査察を効果的に実施するために必要と認める場合は、この要綱で定める様式の一部を編集して用いることができる。

## 第63 査察業務マニュアル等

この要綱に定めるもののほか、査察業務に係る具体的な要領等は、査察業務マニュアル等で別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。  
(旧要綱の廃止)
- 2 千葉市予防査察規程運用要綱（平成28年3月31日付27千消予第2115号）は廃止する。

附 則（令和5年3月31日4千消予第1498号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日5千消予第1501号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第1（その1）（第30関係）

違反処理基準（一般対象物用）

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限/留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
1 屋外における火災予防に危険な行為等 (法第3条第1項)	(1) 屋外において、火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る)の使用その他これらに類する行為で火災の予防に危険であると認めるもの	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令			<ul style="list-style-type: none"> <li>火花を発生する行為を可燃性蒸気が発生又は滞留している場所(産業廃棄物処理場、塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外)で行っているもの(行為の禁止)</li> <li>工事現場などで、不燃シート等で建築物の木造部分を養生せずに火花を発生する行為を行っているもの(行為の禁止又は消火の準備)</li> <li>たき火の炎が木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの(行為の禁止)</li> <li>危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの(行為の禁止又は消火の準備)</li> <li>多数の者の集合する催しに際して、消火器の準備がなく対象火気器具等を使用しているもの(行為の停止又は消火の準備)</li> </ul>	<p>【履行期限】原則即時</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 命令事項(行為の禁止、停止又は制限を除く。)が履行されない場合で、緊急を要するときは、代執行を行う。</p> <p>② 履行義務者が確知できないために命令を行うことができない場合で、緊急を要するときは、略式の代執行(即時措置)を行う。</p> <p>③ 屋外の少量危険物貯蔵取扱所(未届を含む)の位置、構造、設備又は危険物の貯蔵及び取扱いに関する基準違反で、この区分の適用要件に該当しないものは、区分12「少量危険物関係違反」により措置を行う。</p> <p>④ 屋外において避難に支障がある場合に本命令を行うかどうかは、次の事項を参考に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置等されている物件により安全な場所(道路、広場等)まで避難することができない。</li> <li>・放置等されている物件を1人で即時撤去することができない。</li> </ul> <p>⑤ 物件の除去等を即時に行うことができない正当な理由がある場合(物件が大量である場合や物件を除去するために業者等に依頼する必要がある場合等)は、火災危険性の程度と比較して妥当と認められる履行期限とする。</p>
	(2) 屋外において、残火、取灰又は火粉により火災の予防に危険であると認めるもの	残火、取灰又は火粉の始末命令			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの(残火の始末)</li> </ul>	
	(3) 屋外において、火災の予防に危険であると認める危険物又は放置若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理命令			<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外において廃車・廃オートバイのタンクからガソリンが漏れ、可燃性蒸気が発生しているもの(危険物の除去)</li> <li>・焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの(物件の除去)</li> </ul>	
	(4) 屋外において、消火、避難その他消防の活動に支障になると認められる放置又はみだりに存置された物件(上記(3)の物件を除く)	物件の整理又は除去命令			<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難器具が設置されている建物において、屋外の避難通路が使用不能となる物件が存置されている場合(物件の除去又は整理)</li> <li>・敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置(物件の整理又は除去)</li> </ul>	
2 立入検査の拒否等又は資料提出若しくは報告に係る違反 (法第4条第1項)	(1) 正当な理由なく立入検査を拒否、妨害又は忌避したものの	警告			<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査実施通知書を交付してもなお正当な理由なく拒否等が繰り返される場合</li> </ul>	<p>【履行期限】状況に応じ、即時から2週間程度</p> <p>【留意事項】質問の拒否等に対しては罰則が設けられていないため、警告ではなく資料提出命令又は報告徴収により処理する。</p>
	(2) 資料の提出若しくは報告をしないもの又は虚偽の資料を提出若しくは報告したものの	資料提出命令又は報告徴収			<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防のために必要な事項について、任意の資料提出の求めに正当な理由なく応じない場合(資料提出命令)</li> <li>・火災予防のために必要な事項について、意図的に虚偽の報告がされた場合(報告徴収)</li> </ul>	

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
3 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況に係る違反 (法第5条第1項)	(1) 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災が発生した場合に人命危険若しくは延焼危険がある又は消火、避難その他消防活動に支障となると認める場合	警告	改修、移転、除去、その他必要な措置命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	ア 防火施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの(改修命令) ・ 堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパーが撤去され又は機能を失っているもの ・ 防火区画の壁又は床が撤去され若しくは破損しているもの又は配管貫通部の埋戻しが不完全なもの イ 直通階段、避難階段又は特別避難階段が撤去され又は構造不適となっており、避難に支障があるもの(改修命令) ウ 階段、出入口、廊下等の避難施設に避難上重大な障害となる工作物が設置されているもの(移転又は除去命令) エ 不燃材料以外の材料による増築等により構造不適となっているもの(改修又は除去命令) オ 防火性能を有しない防火対象物品が使用されており、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがあるもの(改修又は除去命令)	【履行期限】 状況に応じ、2週間から3か月  【留意事項】 ① もっぱら建築関係法令違反を適用要件とする措置は、その方法及び時期等について建築関係部局と十分に協議し、同部局が行う措置を踏まえて行う。 ② 改修を伴わない防火管理上の違反に対する措置は、区分5「防火管理関係違反」により行う。 ③ 防火性能を有しない防火対象物品が使用されている場合でも、スプリンクラー設備のヘッドにより有効に警戒されている場合又は内装及び区画等の状況から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるものは適用除外とする。 ④ 次のいずれかに該当する場合は、第三次措置を留保するものとする。 ・ 第二次措置により命令した事項の履行が進捗している場合で、完了するまでの期間と火災危険性の程度を比較して留保が妥当と認められるとき。 ・ 防火施設の構造不適又は機能不良の改修命令を行った場合で、火災危険性の程度が低いと認められるとき。 ・ 避難施設に係る改修命令等を行った場合で、当該避難施設を使用せずとも各部分から二方向避難が可能なきとき。 ・ 不正に増築等された部分の除去命令等を行った場合で、当該部分とその他の部分が防火上有効に区画され、双方への延焼危険が著しく低いと認められる場合。 ⑤ 違反内容(2)に対する第三次措置は、3階以上の階のみに行う。
	(2) 主要構造部が木造である建築物の3階又は2階以上の小屋裏を使用していることにより、火災が発生した場合に重大な人命危険があると認められる場合				建築関係法令に違反している木造建築物の3階以上の階(2階以上の小屋裏部を含む)を特定用途又は寄宿舎、下宿、共同住宅その他就寝を伴う用途として使用しているもので、火災が発生した場合に人命危険が大きいもの (改修、移転、除去又はその他必要な措置命令)	
	(3) 防火対象物に設置されている火気設備又は電気設備の位置・構造に係る基準違反により、火災の予防に危険であると認める場合	警告	改修命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	・ 火気設備から周囲の可燃材までの離隔距離が基準に適合せず、かつ、有効な防火措置がなされていないもの ・ 燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ・ 煙突が貫通する箇所でも有効な防火措置がなされていないもの ・ 配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・ 変電室等を区画する壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの	【履行期限】 状況に応じ、2週間から3か月  【留意事項】 ① 改修を伴わない防火管理上の違反に対する措置は、区分5「防火管理関係違反」により行う。 ② 火気設備又は電気設備が物件である場合の措置は、区分4「防火対象物における火災予防に危険な行為等」違反内容(1)により行う。 ③ 第三次措置は、原則として、改修命令を行った設備の使用停止(制限)命令とする。

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
4 防火対象物 における火 災予防に危 険な行為等 (法第5条の 3第1項)	(1) 屋内において、火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る)の使用その他これらに類する行為で火災の予防に危険であると認めるもの	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)		<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物内でシンナーを含有する塗料等による塗装作業中に喫煙行為をしているもの(行為の禁止)</li> <li>可燃性ガスが滞留している場所で移動式ガスコンロ等を使用している場合(行為の禁止)</li> <li>移動式ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの(物件の使用停止)</li> </ul>	<p>【履行期限】原則即時</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令等によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、除去命令が不履行の場合、使用停止命令等ではなく代執行を行う。</p> <p>② 履行義務者が確知できないために命令を行うことができない場合で、緊急を要するときは、略式の代執行(即時措置)を行う。</p> <p>③ 避難施設に物件が存置等されている場合で、適用要件に該当しない程度の違反は、区分5「防火管理関係違反」違反内容(9)により措置を行う。</p> <p>④ 違反内容(3)又は(4)に該当する違反が繰り返される場合は、この区分に定める措置と併せて、区分5「防火管理関係違反」違反内容(11)により再発防止のための措置を行う。</p> <p>⑤ 「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由(荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係のある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等)があると認められない状態にあることをいう。</p> <p>⑥ 屋内の少量危険物貯蔵取扱所(未届を含む)の位置、構造、設備又は危険物の貯蔵及び取扱いに関する基準違反で、この区分の適用要件に該当しないものは、区分12「少量危険物関係違反」により措置を行う。</p> <p>⑦ 物件の除去等を即時に行うことができない正当な理由がある場合(物件が大量である場合や物件を除去するために業者等に依頼する必要がある場合等)は、火災危険性の程度と比較して妥当と認められる履行期限とする。</p>
	(2) 屋内において、残火、取灰又は火粉により火災の予防に危険であると認めるもの	残火、取灰又は火粉の始末命令			<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店において、赤熱部が露出している炭を可燃物の直近に放置しているもの(残火の始末)</li> </ul>	
	(3) 屋内において、火災の予防に危険であると認める危険物又は放置若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理命令			<p>ア 階段室、廊下、通路等の避難施設に次の物件が存置されている場合(物件の除去)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品</li> <li>大量の繊維製衣装</li> <li>ボンベが装填された状態の大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体</li> <li>古新聞、ダンボール、ビールケース等大量の可燃物</li> </ul> <p>イ 使用中の火気設備から火災予防上安全な距離未満の位置にカセットコンロ用のガスボンベが存置されている場合(物件の除去)</p>	
	(4) 屋内において、消火、避難その他消防の活動に支障になると認められる放置又はみだりに存置された物件	物件の整理又は除去命令			<p>ア 階段室、廊下、通路等の避難施設に存置されている物件により、容易に通行することが困難な場合(物件の除去又は整理)</p> <p>イ 上記アのほか、物件の存置により消火、避難その他の消防活動に支障となる場合(物件の除去又は整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火戸の閉鎖障害となる物件存置</li> <li>特別避難階段附室、非常用エレベーター附室における消防活動の障害となる物件存置</li> <li>非常用進入口の障害となる物件存置</li> <li>屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置</li> </ul>	

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
5 防火管理関係違反 (法第8条第3項・第4項)	(1) 防火管理者未選任	警告	選任命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	・防火管理者の選任義務があり、防火管理者を選任していないもの	【履行期限】 状況に応じ、1か月から2か月  【留意事項】 ① 届出されていないが、実質的に防火管理者が選任されていると認められ、防火管理業務が適正に行われている場合は適用除外とする。 ② 甲種防火管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるが、防火管理業務が適正に行われている場合は適用除外とする。 ③ 履行期限について、既に防火管理者の資格要件を備えている者がいる場合は原則1か月とし、防火管理者講習等を受講する必要がある場合は、当市で開催される直近の講習日から1か月を経過した日とする。
	(2) 防火管理に係る消防計画未作成	警告	作成命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	・防火管理者の選任義務があり、防火管理に係る消防計画を作成していないもの	【履行期限】 原則1か月
	(3) 消防計画の内容が防火対象物の実態と著しく異なっているもの		変更命令		・実質的に防火管理業務は行われているが消防計画の内容と著しく異なっている場合	【留意事項】 原則として、防火管理者未選任、防火管理に係る消防計画の未作成及び消防訓練の未実施違反については、同時に措置を行う。この場合、消防計画の未作成及び消防訓練の未実施違反の履行期限は、防火管理者未選任違反の履行期限の1か月後とする。
	(4) 消火・避難訓練を1年間に一度も実施していないもの		適正執行命令			
	(5) 防火管理者による消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が行われていない場合	警告	適正執行命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	・防火管理者による消防用設備等の点検及び整備が行われていない場合で、法第17条の3の3の規定による点検も行われていないとき	【履行期限】 原則1か月  【留意事項】 ① 防火管理者による点検及び整備が行われていない場合でも、法第17条の3の3の規定による点検が行われているときは適用除外とする。 ② 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備若しくは特定一階段等防火対象物に設置された避難器具の点検未実施、2種類以上の設備の点検未実施又は外観に異常が認められる設備の点検未実施がある場合に第二次措置を行う。
	(6) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理が不適正な場合				・ベル（音響装置）の停止、電源遮断、操作障害等により消防用設備等の維持管理が適正に行われていないもの	【履行期限】 原則即時  【留意事項】 ベル（音響装置）の停止、電源遮断、操作障害等の維持管理違反が繰り返される場合は、違反内容(1)により再発防止のための措置を行う。

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
5 防火管理関係違反 (法第8条第3項・第4項)	(7) 火気の使用又は取扱いに関する管理不適正	警告	適正執行命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の火気管理に関し、適正な管理がなされていないもの</li> <li>・ ガスコンロの直上に布巾等の可燃物がかけてあるもの(可燃物までの距離が基準値未満のもの)</li> <li>・ 厨房設備の天蓋に設けられたグリスフィルターに大量の油脂が付着しているもの</li> </ul>	<p>【履行期限】 状況に応じ、即時から2週間程度</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 火気設備又は電気設備の位置・構造に係る基準違反の場合には、区分3「防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況に係る違反」違反内容(3)により措置を行う。</p> <p>② 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、法第5条の2第1項の規定により当該設備又は器具の使用停止命令等の措置を行う。</p>
	(8) 指定場所における喫煙等の制限不適正				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定場所において、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火の使用若しくは危険物品の持込みを行っているもの</li> </ul>	<p>【履行期限】 原則即時</p> <p>【留意事項】</p> <p>使用停止命令等は、解除承認を撤回してから行う。</p>
	(9) 防火施設・避難施設の維持管理に係る基準違反				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段等の堅穴区画に設けられた防火戸等をくさび等により閉鎖できなくしているもの</li> <li>・ 階段室内に物件が存置されているもの</li> <li>・ 避難経路上の出入口付近又は避難経路となる廊下若しくは通路に避難の支障になる物件が存置されているもの</li> </ul>	<p>【履行期限】 原則2週間</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 違反が繰り返される場合は、違反内容(11)により再発防止のための措置を行う。</p> <p>② 区分4「防火対象物における火災予防に危険な行為等」違反内容(3)又は(4)の適用要件に該当する場合は、当該規定により措置を行う。</p>
	(10) 定員の管理不適性				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇場等において定員を超えて入場させているもの</li> <li>・ 可動椅子により興業等を行う場合、避難通路が有効に確保されていないもの</li> </ul>	<p>【履行期限】 原則即時</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 劇場等において定員を著しく超えて入場させている場合で、火災が発生したならば人命に危険であると認めるときは、第二次措置として法第5条の2第1項の規定による使用制限命令を行う。</p> <p>② もっぱら定員を超えて入場させていることを要件として第三次措置を行う場合は、原則として当該部分に一定の人数以上を収容させないこととする使用制限命令を行う。</p>
	(11) 上記のほか、防火管理上必要な業務が法令の規定又は定められた消防計画に従って行われていないと認める場合で、違反の再発防止のために必要と認めるとき	警告	適正執行命令・消防計画の変更命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火管理業務の不適正違反に起因する火災、事故等が発生させた場合</li> <li>・ 過去(概ね1年以内)に違反を指摘して是正されたものに対し、再度同種の違反を指摘する場合で、防火管理業務が適正に行われていないと認められる場合</li> </ul>	<p>【履行期限】 状況に応じ、2週間から1ヶ月</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 第二次措置は、再発防止のために必要な措置を行わせる適正執行命令及びそれを踏まえた消防計画の変更命令とする。</p> <p>② この措置は、規定第46条の規定に基づき交付した指導書により指導した事項が履行されない場合に行う。(要綱第38関係)</p>

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
6 統括防火管理関係違反 (法第8条の2第5項・第6項)	(1) 統括防火管理者未選任	警告	選任命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	・統括防火管理者の選任義務があり、統括防火管理者を選任していないもの	【履行期限】状況に応じ、1か月から2か月  【留意事項】 ① 届出されていないが、実質的に統括防火管理者が選任されていると認められ、防火管理業務が適正に行われている場合は適用除外とする。 ② 履行期限について、既に統括防火管理者の資格要件を備えている者がいる場合は原則1か月とし、防火管理者講習等を受講する必要がある場合は、当市で開催される直近の講習日から1か月を経過した日とする。
	(2) 全体についての消防計画未作成	警告	作成命令		・統括防火管理者の選任義務があり、全体についての消防計画が作成されていないもの	【履行期限】原則1か月  【留意事項】 原則として、統括防火管理者の未選任、全体についての消防計画未作成については、同時に措置を行う。この場合、全体についての消防計画未作成の履行期限は、統括防火管理者未選任違反の履行期限の1か月後とする。
	(3) 全体についての消防計画の内容が防火対象物の実態と著しく異なっているもの		変更命令		・自衛消防組織の編成が実態と著しく異なるもの	
	(4) 防火施設・避難施設の維持管理に係る基準違反(共有部分に限る。)	警告	適正執行命令		(区分5「防火管理関係違反」違反内容(9)と同様)	(区分5「防火管理関係違反」違反内容(9)と同様)
7 防火対象物点検関係違反 (法第8条の2の2第4項等)	(1) 防火対象物点検未実施	警告	資料提出命令又は報告徴収(法第4条第1項)	表示の除去又は消印を付すべきことの命令(法第8条の2の2第4項)	・防火対象物点検の実施義務があり、当該点検を実施していないもの	【履行期限】原則1か月  【留意事項】 当該違反には命令規定が設けられていないが、告発を行うことの意味表示として警告を行う。
	(2) 防火対象物点検結果の報告義務違反	警告			・防火対象物点検の実施義務があり、かつ、当該点検を実施しているが、点検結果を報告していないもの	【履行期限】原則1か月  【留意事項】 防火対象物点検を実施していることが明らかな場合に当該措置を行う。
	(3) 法第8条の2の2第2項の規定によらないで同項の表示(以下「防火基準点検済証」という)が付されているもの又は防火基準点検済証と紛らわしい表示が付されているもの	警告			・防火対象物点検が未実施にもかかわらず防火基準点検済証を付しているもの ・防火対象物点検の結果、点検基準に適合していないにもかかわらず防火基準点検済証を付しているもの ・防火基準点検済証と紛らわしい表示を付しているもの	【履行期限】原則即時  【留意事項】 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準に適合していないにもかかわらず、法第36条第4項の表示(防火・防災基準点検済証)が付されている場合又は紛らわしい表示が付されている場合は、法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項の規定に基づき、この違反内容に準じて措置を行う。



区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
8 防火対象物 点検の特例 認定関係違 反 (法第8条 の2の3第 6項・第8 項)	(1) 偽りその他不正な手段により防火対象物点検の特例認定を受けたことが判明したもの	防火対象物 点検の特例 認定の取消 し			<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物点検の特例認定を受けている防火対象物において、法第5条の3第1項の規定による物件の除去命令がなされたもの</li> <li>消防法施行規則第4条の2の8第1項に規定する基準に適合しなくなったことを認知した場合で、当該基準に適合させるよう指導したにもかかわらず、直ちに是正されなかったもの</li> </ul>	<p>【留意事項】</p> <p>当該措置は、形式的に適用要件に該当すれば直ちに行う。ただし、法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったことを認知した場合は、当該規定に適合させるように指導し、それが直ちに履行された場合は適用除外とする。(要綱第46関係)</p>
	(2) 法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2の5第3項又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令がされたもの					
(3) 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
	(4) 法第8条の2の3第7項の規定によらないで同項の表示(以下「防火優良認定証」という)が付されているもの又は防火優良認定証と紛らわしい表示が付されているもの	警告	表示の除去又は消印を付すべきことの命令		<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防火優良認定証を付しているもの</li> <li>防火優良認定証と紛らわしい表示を付しているもの</li> </ul>	<p>【履行期限】原則即時</p> <p>【留意事項】</p> <p>防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示(防火・防災優良認定証)が付されている場合又は紛らわしい表示が付されている場合は、法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項の規定に基づき、この違反内容に準じて措置を行う。</p>
9 自衛消防組 織の設置に 関する違反 (法第8条の 2の5第3 項)	自衛消防組織の未設置	警告	設置命令	使用禁止、停止又は制限命令 (法第5条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第8条の2の5第1項の規定により自衛消防組織の設置義務があり、これが設置されていないもの</li> </ul>	<p>【履行期限】状況に応じ、1か月から3か月</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 届出されていないが、実質的に自衛消防組織が設置され、必要な活動を行うことができると認められる場合は適用除外とする。</p> <p>② 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるが、自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は適用除外とする。</p> <p>③ 履行期限について、既に自衛消防組織の統括管理者の資格要件を備えている者がいる場合は原則1か月とし、自衛消防業務新規(再)講習を受講する必要がある場合は、当市で開催される直近の講習日から1か月を経過した日とする。</p>

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項	
		第一次措置	第二次措置	第三次措置			
10	消防用設備等の未設置又は維持管理義務違反(法第17条の4第1項)	(1) 消防用設備等の未設置又はその主たる機能が喪失しているもの (2) 消防用設備等の一部未設置のうち、未設置部分が階又は防火対象物全体の過半にわたるもの (3) 階又は防火対象物全体の過半にわたり消防用設備等の機能が喪失していると認めるもの (4) 消防用設備等の主要機器が技術基準に適合していない場合で、その機能に支障があると認めるもの (5) 非常電源又は予備電源の未設置又は機能喪失若しくは著しい性能低下 (6) 消防用設備等が技術基準に適合していない場合で、当該消防用設備等の事故等による人命危険があると認められるもの	警告	設置又は維持命令	使用禁止、停止又は制限命令(法第5条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備等のポンプ不作動(違反内容(1))</li> <li>・自動火災報知設備の受信機の機能不良により地区音響装置を鳴動させることができない場合(違反内容(1))</li> <li>・スプリンクラー設備の流水検知装置の機能不良等により階の大部分に有効に放水することができない場合(違反内容(3))</li> <li>・自動火災報知設備の感知器回路の断線等により階の大部分にわたり未警戒となっている場合(違反内容(3))</li> <li>・加圧送水装置、受信機、操作盤、制御盤等に機能不良が認められる場合(違反内容(4))</li> <li>・加圧式消火器に著しい腐食等が認められる場合(違反内容(6))</li> <li>・二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備の薬剤容器及び起動用ガス容器の容器弁、安全装置若しくは起動装置の機能不良又は配管及び配管接続部の腐食が認められる場合(違反内容(6))</li> </ul>	<p>【履行期限】状況に応じ、1か月から6か月</p> <p>【留意事項】</p> <p>① ベル(音響装置)の停止、電源遮断、操作障害等の改修を伴わない維持管理違反については、区分5「防火管理関係違反」違反内容(6)により措置を行う。</p> <p>② 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等についても、当該区分に準じて措置を行う。</p> <p>③ 違反内容(4)の「主要機器」とは、当該機器に機能不良がある場合に、当該設備全体又はその大部分の機能に支障が生じるおそれがある機器をいう。</p>
11	消防用設備等の点検関係違反	(1) 法第17条の3の3の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検未実施 (2) 法第17条の3の3の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告義務違反	警告			<p>【履行期限】原則1か月</p> <p>【留意事項】</p> <p>① 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検が未実施である場合で、防火管理者による消防用設備等の点検及び整備も行われていないときは、区分5「防火管理関係違反」違反内容(5)により措置を行う。</p> <p>② 当該違反には命令規定が設けられていないが、告発を行うことの意味表示として警告を行う。</p> <p>【履行期限】原則1か月</p> <p>【留意事項】</p> <p>法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検を実施していることが明らかな場合に当該措置を行う。</p>	

区分 (根拠法令)	違反内容 (適用要件)	措置区分			適用例	履行期限／留意事項
		第一次措置	第二次措置	第三次措置		
12	少量危険物 関係違反	警告	改修命令、 除去命令 (法第3条 第1項、第5 条第1項、第 5条の3第 1項)	使用禁止、停 止又は制限 命令 (法第5条の 2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外でドラム缶に廃油を貯蔵しているもの(除去命令)</li> <li>・ボイラー室の壁、柱、床又は天井が不燃材で造られ又は覆われていないもの(改修命令)</li> <li>・燃料タンクのプロトスイッチが破損又は故障しているもの(改修命令)</li> <li>・吹付塗料と作業場が防火上有効な隔壁で区画されていないもの(改修命令)</li> </ul>	<p>【履行期限】状況に応じ、2週間から3か月</p> <p>【留意事項】 区分1「屋外における火災予防に危険な行為等」又は区分4「防火対象物における火災予防に危険な行為等」に該当する場合は、該当する区分に定める措置を行う。</p>
13	指定可燃物 関係違反				<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積単位相互間の離隔距離が不足しているもの(改修命令又は除去命令)</li> <li>・屋外で貯蔵する合成樹脂の周囲に、空地又は防火上有効な塀が設けられていないもの(除去・整理命令等)</li> <li>・廃棄物固形化燃料等の発熱を監視するための温度測定装置が設けられていないもの(改修命令)</li> </ul>	
14	防災管理関 係違反 (法第36条第 1項において準 用する法第8条 第3項・第4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分5「防火管理関係違反」(1)から(4)を準用する。ただし、第三次措置は行わないものとする。</li> <li>・この場合、「防火管理」は「防災管理」と、「防火管理者」は「防災管理者」と、「消火・避難訓練」は「訓練」とそれぞれ読み替える。</li> </ul>				
15	統括防災管 理関係違反 (法第36条第1 項において準用 する法第8条の 2第5項・第6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分6「統括防火管理関係違反」を準用する。ただし、第三次措置は行わないものとする。</li> <li>・この場合、「統括防火管理者」は「統括防災管理者」と、「全体についての消防計画」は「防災管理に係る全体についての消防計画」と、それぞれ読み替える。</li> </ul>				
16	防災管理点 検関係違反 (法第36条第1 項において準用 する法第8条の 2の2第4項等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分7「防火対象物点検関係違反」を準用する。</li> <li>・この場合、「防火対象物点検」は「防災管理点検」と、「防火基準点検済証」は「防災基準点検済証」と、「法第8条の2の2第2項」は「法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項」とそれぞれ読み替える。</li> </ul>				
17	防災管理点 検の特例認 定関係違反 (法第36条第 1項において準 用する法第8条 の2の3第6 項・第8項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分8「防火対象物点検の特例認定関係違反」を準用する。</li> <li>・この場合、「防火対象物点検」は「防災管理点検」と、「防火優良認定証」は「防災優良認定証」と、「法第8条の2の3第1項第3号」は「法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号」と、「法第8条の2の3第7項」は「法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第7項」と、「消防法施行規則第4条の2の8第1項に規定する基準」は「消防法施行規則第51条の14に規定する基準」とそれぞれ読み替える。</li> </ul>				

別表第1（その2）（第30関係）

違反処理基準（危険物製造所等用）

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
1	立入検査の拒否、資料提出命令若しくは報告徴収違反（法第16条の5第1項）	1 正当な理由なく立入検査若しくは取去を拒み、妨げ、又は忌避したもの	立入検査実施通知書を交付してもなお正当な理由なく拒否等が繰り返される場合	警告							・質問の拒否に対しては、罰則が設けられていない。（報告徴収命令により処理する）
		2 資料提出命令に違反し、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出したもの又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの	火災予防のために必要な事項について、任意の資料提出の求めに正当な理由なく応じない場合	資料提出命令又は報告徴収							
2	危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	未是正	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）							
		油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）					
3	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏れ、飛散等により災害発生危険又は災害拡大危険が著しく大きいもの	未是正	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）					

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
		製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏れ、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）			
	許可品名以外の貯蔵等	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第11条の5第1項、第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）			
4	製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの （例） 一般取扱所（塗装工場）において、直火を使用する乾燥設備を増設しているもの等、火災等の災害発生危険が大きいもの又は延焼拡大危険が大きいもの	左記に該当したもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）					
		製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）			
5	製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの又は移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可に伴う完成検査合格前使用以外のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第2号）	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）			〔措置上の留意事項〕 仮使用承認を受けているもので使用停止命令を行う場合は、仮使用承認を撤回してから措置すること

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
6	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反(法第12条第1項)	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの (例) 配管等の腐食が著しく、放置すれば危険物の漏れが予想されるもの等	未是正	改修命令 (法第12条第2項)	改修命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)			
		法第10条第4項の基準に不適合となったもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令(法第12条第2項)	改修命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)	
7	製造所等の緊急時の使用停止等(法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生防止上極めて危険な状態であると認められるもの	左記に該当したもの	使用制限命令又は使用停止命令(法第12条の3第1項)							〔措置上の留意事項〕 製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持上で危険な状態となった場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない
8	製造所等における危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項、第3項)	危険物保安監督者を選任していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なものを	使用停止命令(法第12条の2第2項第3号)					

違反項目			違反内容	措置区分								留意事項	
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
	保安監督業務の不履行		危険物保安監督者を選任しているが職制上の事由等から必要な保安監督業務を行わせていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）						
	無資格による危険物取扱い		<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物取扱者でない者が自己の意思により、危険物取扱者の立会いなしに危険物を取り扱っているもの</li> <li>関係者等が、危険物取扱者でない者に、危険物取扱者の立会いなしに危険物を取り扱わせているもの</li> </ul>	未是正	警告								
9	危険物保安監督者の法令違反等（法令違反全般に係るもの）	危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令に相当したもの	左記に該当したもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）						<p>〔措置上の留意事項〕</p> <p>危険物保安監督者に保安監督業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上特に支障があるものとは、次のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安監督業務を同時に履行し得</li> </ul>

違反項目			違反内容	措置区分						留意事項	
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置		適用要件
			危険物保安監督者に保安監督業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上、特に支障があるもの	未是正違反項目8（保安監督業務の不履行）にも該当する場合は同項による警告を行う	警告	製造所等のうち予防規程作成義務を有する施設の危険物保安監督者が、現実に保安監督義務を行っていないため、当該危険物保安監督者に保安監督業務を行わせることが著しく支障があるもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）	ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合 ・ 職制等の事由から保安監督業務を行っていない場合 ・ 旅行、疾病、その他の事由により長期間その職務を行うことができない場合 ・ 遵法精神が著しく欠如している場合 ・ 保安業務の不履行により災害を発生させた場合	
10	危険物取扱事業所における危険物保安統括管理者の未選任等（法第12条の7第1項）	危険物保安統括管理者未選任	危険物保安統括管理者を選任していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第2号）				
		保安統括管理業務不履行	危険物保安統括管理者を選任しているが職制上の事由等から必要な保安統括管理業務を行っていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）				



違反項目			違反内容	措置区分						留意事項		
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置		適用要件	第四次措置
11	危険物保安統括管理者の法令違反等（法令違反全般に係るもの）	危険物保安統括管理者の法令違反等	危険物保安統括管理者が法又は法に基づく命令の規定に違反したことに起因して、著しく公共危険を発生させたもの	左記に該当したもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）					〔措置上の留意事項〕 違反項目9の留意事項欄を参照
			危険物保安統括管理者の遵法精神が著しく欠如しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）			
12	予防規程未作成等（法第14条の2第1項、第4項）	予防規程未作成	予防規程を定めなければならないにもかかわらず、作成していないもの	未是正	警告							
		予防規程内容不適	予防規程を定めているもののうち、内容を変更すべき事由が生じたにもかかわらず変更を怠っているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）					
		予防規程遵守義務違反	予防規程に定められた内容を遵守していないもので災害等発生危険があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの	未是正	警告							
13	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査受忍義務違反（法第14条の3第1項、第2項）		法第14条の3第1項、第2項に定める保安検査を受けていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）			

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
14	製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を未実施のもの	未是正	警告	警告事項不履行のうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の発生のおそれがあるもの又は火災が発生した場合延焼拡大危険があるもの。	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)			
		点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	報告徴収命令(法第16の5第1項)					
15	危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもので、次のいずれかに該当するもの 1 危険物の品名、数量に適合しない容器を用いているもの 2 危険物の品名、数量に適合しない収納方法で積載しているもの 3 転倒落下防止措置が十分でないもの 4 危険物の類を異にする危険物を積載しているもの 5 標識が未掲出のもの 6 消火器が未設置のもの 7 危険物が著しく漏れる等災害発生危険があるにもかかわらず、応急の措置等がとられていないもの 8 容器の表示のないもの	未是正	警告							
16	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での危険物の移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	未是正	警告							

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
17	製造所等における事故発生時の応急措置義務違反（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	未実施	応急措置実施命令（法第16条の3第3項、第4項）							
18	少量危険物貯蔵取扱所（未届を含む。）の位置、構造、設備又は危険物の貯蔵及び取扱いに関する基準違反（法第9条の4、条例第4章第1節）	別表第1（その1）「違反処理基準（一般対象物用）」区分12を準用する。									
19	指定可燃物貯蔵取扱所（未届を含む。）の位置、構造、設備又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する基準違反（法第9条の4、条例第4章第2節）	別表第1（その1）「違反処理基準（一般対象物用）」区分13を準用する。									

別表第1（その3）（第30関係）

違反処理基準（特定事業所用）

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
1	特定防災施設等の設置維持に係る基準違反(石災法第15条第1項)	特定事業所において石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令第3条から第13条の基準に従って設置若しくは維持されていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	設置命令又は維持命令(石災法第21条第1項第1号)	設置又は維持命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)			
	特定防災施設等の設置届出違反及び設置検査等の拒否、妨害、忌避(石災法第15条第2項)	特定事業者が特定防災施設等の設置の届出を怠り、又は正当な理由がないにもかかわらずその検査を拒んだもの	左記に該当したもの	警告							
	特定防災施設等の定期点検の実施、記録の作成及び保存に係る違反(石災法第15条第3項)	定期点検が義務付けられているにもかかわらず、次のいずれかの事項を履行していないもの 1 定期点検 2 点検記録の作成 3 点検記録の保存	未是正	警告	警告事項不履行のもの	点検実施等の措置命令(石災法第21条第1項第2号)	措置命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)			
2	特定事業所における自衛防災組織の設置及び防災要員等の基準違反(石災法第16条第1項、第3項、第4項)	特定事業者が自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず若しくは防災資機材を備えていないもの	未是正	警告	基準遵守命令不履行のもの	基準遵守等の措置命令(石災法第21条第1項第3号)	措置命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)			
	自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況届出違反(石災法第16条第5項)	自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材を備え付けた日又はその防災要員の数若しくは防災資機材等の数量に変更があったことを届出していないもの	未是正	警告							
3	特定事業所における防災管理者等の選任違反(石災法第17条第1項、第3項)	特定事業者が防災管理者・副防災管理者を選任していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令(石災法第21条第1項第4号)	措置命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)			

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
	特定事業所における防災管理者等の選解任届出違反(石災法第17条第6項)	特定事業者が防災管理者・副防災管理者を選任若しくは解任したものの、届出をしていないもの	未是正	警告							
4	自衛防災組織の業務に係る防災規程の未作成等(石災法第18条第1項、第2項)	防災規程作成 防災規程内容不適	特定事業者が防災規程を作成していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(石災法第21条第1項第5号)	作成命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)		
		災害の発生又は拡大を防止するため防災規程の変更が必要なもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(石災法第18条第2項)	変更命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第18条第3項)			
5	共同防災組織の業務に係る共同防災規程未作成等(石災法第19条第2項、第3項、第5項)	共同防災規程作成 共同防災規程内容不適	特定事業者が共同防災規程を作成していないもの	未是正	警告						
		災害の発生又は拡大を防止するため共同防災規程の変更が必要なもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(石災法第19条第5項)	変更命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第19条第6項)			
6	特定事業所における防災業務実施状況の定期報告違反(石災法第20条の2)	防災業務の実施状況を定期的に報告せず、又は虚偽の報告をしたもの	左記に該当したもの	警告							
7	防災業務の適正な運営を確保するため、防災業務の運営の改善が必要なもの(石災法第21条第2項)	防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるもの	左記に該当したもの	改善措置命令(石災法第21条第2項)	措置命令不履行のもの	使用停止命令(石災法第21条第3項)					

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
8	出火等異常現象の発生に係る通報義務違反(石災法第23条第1項)	特定事業所において出火、石油等の漏えいその他の異常な現象の発生について、消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなかったもの	左記に該当したもの	警告							
9	災害現場における災害の発生若しくは拡大防止又は人命救助に必要な情報提供違反(石災法第24条の2)	災害現場において情報を求めた際、正当な理由なく情報を提供せず、又は虚偽の情報を提供したもの	左記に該当したもの	警告							
10	特定事業者からの業務に関する報告徴収違反(石災法第39条)	特定事業者への業務報告徴収に対し、報告せず、又は虚偽の報告をしたもの	左記に該当したもの	警告							
11	特定事業所への立入、検査、質問等忌避違反(石災法第40条第1項)	特定事業所への立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの		警告							
12	広域共同防災組織の防災業務に係る共同防災規程の内容不適切(石災法第19条の2第6項)	災害の発生又は拡大を防止するため共同防災規程の変更が必要なもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(石災法第19条の2第6項)					

別表第1（その4）（第30関係）

## 違反処理基準（火薬類施設用）

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
1	火薬類の無許可製造営業（火取法第3条）	製造営業の許可を受けずに火薬類の製造の業を営んだもの	未是正	警告							
2	火薬類の無許可製造（火取法第4条）	製造営業の許可を受けずに火薬類を製造したもの	未是正	警告							
3	無許可販売営業（火取法第5条）	販売営業の許可を受けずに火薬類の販売の業を営んだもの	未是正	警告							
4	欠格事由該当（火取法第6条）	製造営業又は販売営業の許可を受けた者が火取法第6条第2号から第4号までの欠格事由に該当するようになったもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令（火取法第44条第7号）	事業停止命令不履行又は欠格事由の解消が困難なもの	許可の取消し（火取法第44条第7号）			
5	許可後1年以内の事業不開始又は1年以上の事業休止（火取法第8条）	製造業者又は販売業者が、正当な理由なく一年以上以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	許可の取消し（火取法第8条）					
6	製造施設の構造、位置又は設備に関する基準違反（火取法第9条第1項）	製造施設の構造、位置又は設備が火取法第7条第1号の技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（火取法第9条第3項）	改修命令不履行のもの	事業停止命令（火取法第44条第6号）	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し（火取法第44条第6号）	
		災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令（火取法第44条第1号）	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し（火取法第44条第1号）			
7	製造方法に関する基準違反（火取法第9条第2項）	製造方法が火取法第7条第2号の技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（火取法第9条第3項）	基準適合命令不履行のもの	事業停止命令（火取法第44条第6号）	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し（火取法第44条第6号）	
		災害を発生させ、又は公共の安全を害した場合		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令（火取法第44条第1号）	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し（火取法第44条第1号）			

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
8	製造施設等の無許可変更(火取法第10条第1項)	製造施設の位置、構造若しくは設備を無許可で変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を無許可で変更したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第3号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第3号)			
9	製造施設軽微変更届出違反(火取法第10条第2項)	火薬類の軽微な変更工事の届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
10	不適正貯蔵(火取法第11条第1項)	製造業者又は販売業者が火薬類を火薬庫以外で貯蔵したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
		製造業者又は販売業者以外のものが火薬類を火薬庫以外で貯蔵したもの		警告							
11	貯蔵に関する基準違反(火取法第11条第2項)	製造業者又は販売業者で、火薬類の貯蔵が技術上の基準に適合しないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令(火取法第11条第3項)	基準適合命令不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
		製造業者又は販売業者以外の者で火薬類の貯蔵が技術上の基準に適合しないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令(火取法第11条第3項)					
		製造業者又は販売業者で、火薬類の貯蔵の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第1項)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第1項)			
		製造業者又は販売業者以外の者で、火薬類の貯蔵の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したもの		警告							
12	火薬庫の無許可設置又は無許可変更(火取法第12条第1項)	製造業者又は販売業者で、火薬庫を無許可で設置し、移転し、又はその構造若しくは設備を変更したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第3号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第3号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
		製造業者又は販売業者以外の者で、火薬庫を無許可で設置し、移転し、又はその構造若しくは設備を変更したもの		警告							



違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
13	火薬庫軽微変更届出違反(火取法第12条第2項)	火薬庫の軽微な変更工事の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
14	火薬庫継承届出違反(火取法第12条の2第2項)	火薬庫継承届の届出をせず又は虚偽の届出をしたとき	未是正	警告							
15	火薬庫の自己所有等違反(火取法第13条)	製造業者又は販売業者がもつばら自己の用に供さない火薬庫を所有又は占有しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行の場合	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
16	火薬庫の構造、位置又は設備に関する基準違反(火取法第14条第1項)	製造業者又は販売業者が所有若しくは占有する火薬庫の構造、位置又は設備が技術上の基準に適合しないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令(火取法第14条第2項)	基準適合命令(火取法第14条第2項)	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
17	火薬庫の構造、位置又は設備に関する基準違反(火取法第14条第1項)	製造業者又は販売業者以外の者が所有若しくは占有する火薬庫の構造、位置又は設備が技術上の基準に適合しないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令(火取法第14条第2項)					
		製造業者又は販売業者が所有若しくは占有する火薬庫で、構造、位置又は設備が技術上の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が所有若しくは占有する火薬庫で、構造、位置又は設備が技術上の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したもの	未是正	警告							
18	完成検査前使用(火取法第15条第1項、第2項)	製造業者又は販売業者が、製造施設若しくは火薬庫を、完成検査を受けずに使用したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第4号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第4号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が、製造施設若しくは火薬庫を、完成検査を受けずに使用したもの		警告							

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
19	廃止届出違反(火取法第16条第1項)	製造業者又は販売業者が、その営業の全部若しくは一部の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの		警告							
20	廃止届出違反(火取法第16条第2項)	火薬庫の所有者又は占有者が、その火薬庫の用途の廃止の届け出をせず又は虚偽の届出をしたもの		警告							
21	無許可譲渡又は譲受(火取法第17条第1項)	許可を受けずに火薬類を譲り渡し又は譲り受けたもの		警告							
22	譲受許可証確認等違反(火取法第17条第5項)	製造業者又は販売業者が、譲受人が火取法第17条第1項各号のいずれかに該当することを確認せず又は譲受人の譲受許可証の呈示を受けないで火薬類を譲り渡したものの		警告							
23	行商及び屋外での販売(火取法第18条)	製造業者又は販売業者が、火薬類の行商若しくは露店その他屋外で火薬類を販売したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が、火薬類の行商若しくは露店その他屋外で火薬類を販売したもの		警告							
24	火薬類の所持違反(火取法第21条)	火取法第17条第1項第6号又は火取法第21条各号に該当する場合以外で火薬類を所持したもの		警告							
25	残火薬類の措置違反(火取法第22条)	火取法第8条に規定する許可の取消し等による場合において、火薬類の残量があるのにそれを遅滞なく譲り渡さず又は廃棄しないもの		警告							
26	18歳未満の者による取扱違反(火取法第23条第1項)	18歳未満の者が火薬類の取扱いをしたもの(火取法第23条第3項に規定する取扱いを除く。)		警告							
27	取扱者の制限違反(火取法第23条第2項)	製造業者又は販売業者が、18歳未満の者(火取法第23条第3項に規定する取扱いを除く。)等に火薬類の取扱いをさせたもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
			警告							
28	無許可輸入(火取法第24条第1項)	製造業者又は販売業者が許可を受けずに火薬類を輸入したもの	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第3号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第3号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が許可を受けずに火薬類を輸入したもの	警告							
29	輸入届出違反(火取法第24条第3項)	火薬類輸入届の届出をせず又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告						
30	無許可消費(火取法第25条第1項)	許可を受けずに火薬類を消費(爆発又は燃焼)したもの		警告						
31	消費に関する基準違反(火取法第26条)	火薬類の消費(爆発又は燃焼)が火取法第26条の技術上の基準に適合していないもの		警告						
32	無許可廃棄(火取法第27条第1項)	製造業者又は販売業者が、許可を受けずに火薬類を廃棄したとき		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第3号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第3号)		
		製造業者又は販売業者以外の者が、許可を受けずに火薬類を廃棄したとき		警告						
33	廃棄に関する基準違反(火取法第27条の2)	火取法第27条の2の基準に違反しているもの		警告						
		製造業者又は販売業者が、火取法第27条の2の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したものの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第1号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第1号)		
		製造業者又は販売業者以外の者が、火取法第27条の2の基準に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したものの		警告						

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
34	危害予防規程無認可製造(火取法第28条第1項)	危害予防規程の認可を受けずに火薬類を製造したもの		警告							
35	危害予防規程変更届出違反(火取法第28条第2項)	軽微な変更工事に伴う危害予防規程変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
36	危害予防規程の内容不適(火取法第28条第4項)	災害の発生の防止のため、危害予防規程を変更する必要があると認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	危害予防規程変更命令(火取法第28条第4項)	変更命令不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
37	保安教育計画無認可製造等(火取法第29条第1項)	保安教育計画の認可を受けずに、火薬類を製造等をしたもの		警告							
38	保安教育計画未実施(火取法第29条第3項)	製造者又は販売業者が、保安教育計画を実行していないもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
39	火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者の未選任等(火取法第30条第1項)	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者を選任せず、又はその職務を行わせていないもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
40	火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の未選任等(火取法第30条第2項)	製造業者又は販売業者が、火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者を選任せず、又はその職務を行わせていないもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
		消費者が、火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者を選任せず、又はその職務を行わせていないもの		警告	警告事項不履行のもの	許可の取消し(火取法第25条第3項)					
		製造業者、販売業者又は消費者以外の者が、火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者を選任せず、又はその職務を行わせていないもの		警告							

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
41	火薬類製造保安責任者等の選任解任届出違反(火取法第30条第3項)	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者の選任届又は解任届の届出をせず又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
42	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者の代理者の未選任等(火取法第33条第1項)	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者の代理者を選任せず、又はその職務の代行させていないもの	未是正	警告							
43	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者の代理者選任解任届出違反(火取法第33条第2項)	火薬類製造保安責任者若しくは火薬類取扱保安責任者の代理者の選任解任届出をせず又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
44	火薬類製造保安責任者等の法令違反等(火取法第34条第1項)	火薬類製造保安責任者等が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるとき		警告	警告事項不履行のもの	解任命令(火取法第34条第1項)	解任命令不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
45	火薬類取扱保安責任者等の法令違反等(火取法第34条第2項)	製造業者又は販売業者で、火薬類取扱保安責任者等が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるもの		警告	警告事項不履行のもの	解任命令(火取法第34条第1項)	解任命令不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
		製造業者又は販売業者以外で、火薬類取扱保安責任者等が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させることが不相当であると認めるもの		警告	警告事項不履行のもの	解任命令(火取法第34条第1項)					
46	保安検査の未受検(火取法第35条第1項)	特定施設又は火薬庫の保安検査を拒み、妨げ若しくは忌避したもの	未是正	警告							
47	定期自主検査の未実施(火取法第35条の2第1項)	製造業者又は販売業者で、定期自主検査を行っていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
		製造業者又は販売業者以外の者で、定期自主検査を行っていないもの	未是正	警告							
48	定期自主検査計画(変更)届出違反(火取法第35条の2第2項)	定期自主検査計画(変更)届の届出をせず又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
49	定期自主検査実施結果報告違反(火取法第35条の2第3項)	定期自主検査結果の報告をせず又は虚偽の報告をしたもの	未是正	警告							
50	安定度試験の未実施又は報告違反(火取法第36条第1項)	製造業者又は販売業者が、安定度試験を実施していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第5号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第5号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が、安定度試験を実施していないもの	未是正	警告							
		安定度試験結果の報告をせず又は虚偽の報告をしたとき	未是正	警告							
51	安定度試験の未実施(火取法第36条第2項)	災害の防止のため安定度試験の実施が必要であると認めるもの		警告	警告事項不履行のもの	安定度試験実施命令(火取法第36条第2項)	実施命令不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第6号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第6号)	
52	不良火薬類の措置違反(火取法第37条)	安定度試験の結果、基準に適合していない不良火薬を廃棄していないもの		警告							
53	火薬類の混包等禁止違反(法第38条)	製造業者又は販売業者が、火薬類を他の物と混包し、又は火薬類でないようにみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第2号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第2号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が、火薬類を他の物と混包し、又は火薬類でないようにみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送したもの		警告							

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
54	喫煙等の制限違反 (火取法第40条第1項)	製造所又は火薬庫において、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の指定する場所以外の場所で、喫煙し、又は火気を取り扱ったもの		警告							
55	発火し易い物品の持ち込み (火取法第40条第2項)	製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火し易い物を携帯して火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入ったもの	未是正	警告							
56	帳簿の未記入、虚偽記載、保存違反 (火取法第41条第1項、第2項)	帳簿を記載せず、虚偽の記載をし、又は保存しなかったもの	未是正	警告							
57	報告徴収に対する違反 (火取法第42条)	報告徴収に対する報告をせず又は虚偽の報告をしたもの		警告							
58	立入検査の拒否等 (火取法第43条第1項)	立入検査若しくは収去を拒み、妨げ若しくは忌避し、質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたもの		警告							
59	緊急措置命令等 (火取法第45条)	災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるもの		一時使用停止命令 (火取法第45条第1号)							
				制限命令 (火取法第45条第2号)							
				所在場所の変更または廃棄命令 (火取法第45条第3号)							
				収去命令 (火取法第45条第4号)							

違反項目		違反内容	措置区分							留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
60	事故届出違反(火取法第46条第1項)	製造業者、販売業者、その他火薬類を取り扱う者が火取法第46条第1項第1号及び第2号に定める場合において、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届出せず又は虚偽の届出をしたもの		警告							
61	災害発生時の報告違反(火取法第46条第2項)	事故報告の徴収に対して、その報告をせず又は虚偽の報告をしたもの		警告							
62	災害時の現状変更禁止違反(火取法第47条)	火薬類による爆発その他災害が発生した場合に、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更したもの		警告							
63	許可の条件違反(火取法第48条第1項)	製造業者又は販売業者が、火取法第3条、第5条、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の許可に附した条件に違反したもの		警告	警告事項不履行のもの	事業停止命令(火取法第44条第8号)	事業停止命令不履行のもの	許可の取消し(火取法第44条第8号)			
		製造業者又は販売業者以外の者が、火取法第3条、第5条、第12条第1項、第17条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の許可に附した条件に違反したもの		警告							
64	違反項目1～63以外の違反があった場合	適宜必要な措置で対処する									



別表第1（その5）（第30関係）

## 違反処理基準（高圧ガス施設用）

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
1	高圧ガスの無許可製造（高圧法第5条第1項）	高圧ガスを無許可で製造したもの	未是正	警告								
2	高圧ガスの無届製造（高圧法第5条第2項）	無届で高圧ガスの製造を開始したもの、又は虚偽の届出をした者	未是正	警告								
3	第一種製造者の承継届出違反（高圧法第10条第2項）	製造事業継承届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	未是正	警告								
4	許可後1年以内の事業不開始又は1年以上の事業休止（高圧法第9条）	第一種製造者が、正当な理由なく一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	許可の取消し（高圧法第9条）						
5	第一種製造者の製造施設に関する基準違反（高圧法第11条第1項）	第一種製造者の製造施設の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第11条第3項）	基準適合命令事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）		
6	第一種製造者の高圧ガスの製造に関する基準違反（高圧法第11条第2項）	第一種製造者の高圧ガスの製造方法が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第11条第3項）	基準適合命令事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）		
7	第二種製造者の製造施設に関する基準違反（高圧法第12条第1項）	第二種製造者の製造施設の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第12条第3項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第2項）				
8	第二種製造者の高圧ガスの製造に関する基準違反（高圧法第12条第2項）	第二種製造者の高圧ガスの製造方法が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第12条第3項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第2項）				

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
9	製造施設の位置、構造又は設備若しくは高压ガスの製造方法等の無許可変更（高压法第14条第1項）	製造施設の位置、構造若しくは設備を無許可で変更したもの又は製造する高压ガスの種類若しくは製造方法を無許可で変更したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高压法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高压法第38条第1項）				
10	第一種製造者の軽微変更届出違反（高压法第14条第2項）	第一種製造者が、製造施設軽微変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告								
11	第二種製造者の製造施設等の無届変更（高压法第14条第4項）	第二種製造者が、製造施設等変更届出をせず、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は製造する高压ガスの種類若しくは製造方法を変更したもの	未是正	警告								
12	高压ガスの貯蔵に関する基準違反（高压法第15条第1項）	高压ガスの貯蔵が、技術上の基準に適合していないもの	第一種貯蔵所	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高压法第15条第2項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高压法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高压法第38条第1項）	
			第二種貯蔵所	未是正	警告	警告事項不履行のもの	貯蔵基準適合命令（高压法第15条第2項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高压法第38条第2項）			
			その他貯蔵	未是正	警告							
13	高压ガスの無許可貯蔵（高压法第16条第1項）	高压ガスを無許可で貯蔵したもの	未是正	警告								
14	第一種貯蔵所の承継届出違反（高压法第17条第2項）	貯蔵所承継届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告								
15	高压ガスの無届貯蔵（高压法第17条の2第1項）	製造業者又は販売業者で、高压ガスを無届で貯蔵したもの		警告								

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
16	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備に関する違反（高圧法第18条第1項）	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第18条第3項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）	
17	第二種貯蔵所の位置、構造又は設備に関する違反（高圧法第18条第2項）	第二種貯蔵所の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高圧法第18条第3項）	基準適合命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第2項）			
18	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の無許可変更（高圧法第19条第1項）	第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備を無許可で変更したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）			
19	第一種貯蔵所の軽微変更届出違反（高圧法第19条第2項）	第一種貯蔵所の軽微変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
20	第二種貯蔵所の変更届出違反（高圧法第19条第4項）	第二種貯蔵所の位置、構造又は設備を無届で変更したもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
21	製造施設等の設置完成検査前使用（高圧法第20条第1項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの		警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）			
22	製造施設等の変更完成検査前使用（高圧法第20条第3項）										
23	高圧ガス販売事業届出違反（高圧法第20条の4）	販売事業届出をしないで、高圧ガスを販売したもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
24	販売業者等の周知義務違反（高圧法第20条の5第1項）	販売業者等が、高圧法第20条の5第1項の規定により周知させることを怠り、又は周知の方法が適当でないもの	未是正	警告							

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
25	高压ガスの販売方法に関する違反（高压法第20条の6第1項）	販売が技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高压法第20条の6第2項）	基準適合命令不履行のもの	販売停止命令（高压法第8条第2項）			
26	製造等の開始又は廃止等届出違反（高压法第21条）	製造等の開始又は廃止届出等をしていないもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
27	輸入高压ガス検査前移動（高压法第22条第1項）	輸入検査において技術上の基準に適合していない状態、又は輸入検査を受けない状態で移動したもの		警告	警告事項不履行のもの	高压ガス及び容器廃棄等命令（高压法第22条第3項）					
28	特定高压ガスの無届消費（高压法第24条の2第1項）	届出をしないで消費したもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
29	特定高压ガス消費施設の位置、構造又は設備に関する違反（高压法第24条の3第1項）	特定高压ガス消費施設の位置、構造又は設備が、技術上の基準に適合しないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（高压法第24条の3第3項）	基準適合命令不履行のもの	消費停止命令（高压法第8条第2項）			
30	特定高压ガスの消費に関する違反（高压法第24条の3第2項）	特定高压ガスの消費が、基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（高压法第24条の3第3項）	基準遵守命令事項不履行のもの	消費停止命令（高压法第8条第2項）			
31	特定高压ガス消費施設等変更届出違反（高压法第24条の4第1項）	特定高压ガス消費施設等変更届出をしていないもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
32	その他消費基準に関する違反（高压法第24条の5）	消費の場所、数量その他消費方法が技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告							

違反項目			違反内容	措置区分							留意事項	
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置
33	危害予防規程に関する違反（高圧法第26条第1項、第3項）	危害予防規程未作成等	危害予防規程を定めずに高圧ガスを製造したもの		警告							
34			危害予防規程の届出をしなかったもの、又は虚偽の届出をしたもの	未是正	警告							
35			危害予防規程内容不適	危害予防規程を定めているもののうち、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため内容変更が必要なもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（高圧法第26条第2項）	変更命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）
36		危害予防規程遵守義務違反	危害予防規程の内容を遵守していないもので、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの		警告	警告事項不履行のもの	遵守等命令（高圧法第26条第4項）	遵守等命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）	
37	保安教育計画に関する違反（高圧法第27条第1項、第3項）	保安教育計画内容不適	保安教育計画を定めているもののうち、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため内容変更が必要なもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（高圧法第27条第2項）	変更命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）	
38		保安教育計画実施義務違反	保安教育計画の内容を忠実に実行していないもので、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの		警告							
39	保安教育に関する違反（高圧法第27条第4項）		保安教育を施していないもので、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの		警告							

違反項目		違反内容		措置区分								留意事項	
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
40	高圧ガス製造保安統括者の未選任等（高圧法第27条の2第1項、第5項）	高圧ガス製造保安統括者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの	第一種製造者	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）				
			第二種製造者	未是正	警告								
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの	第一種製造者	未是正	警告								
			第二種製造者	未是正	警告								
41	高圧ガス製造保安技術管理者の未選任等（高圧法第27条の2第3項、第6項）	高圧ガス製造保安技術管理者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）				
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告								
42	高圧ガス製造保安係員の未選任等（高圧法第27条の2第4項、第6項）	高圧ガス製造保安係員を選任していないもの又は職務を行わせていないもの	第一種製造者	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）				
			第二種製造者	未是正	警告								
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの	第一種製造者	未是正	警告								
			第二種製造者	未是正	警告								

違反項目		違反内容		措置区分								留意事項
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
43	高圧ガス製造保安係員等の講習未受講 (高圧法第27条の2第7項、第27条の3第3項)	高圧ガス製造保安係員、 高圧ガス製造保安主任者、 高圧ガス製造保安企画推進員に講習を受講させていない	第一種製造者	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令 (高圧法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
		高圧ガス製造保安係員に講習を受講させていない	第二種製造者	未是正	警告							
44	高圧ガス製造保安主任者の未選任等(高圧法第27条の3第1項、第3項)	高圧ガス製造保安主任者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令 (高圧法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告							
45	高圧ガス製造保安企画推進員の未選任等(高圧法第27条の3第2項、第3項)	高圧ガス製造保安企画推進員を選任していないもの又は職務を行わせていないもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令 (高圧法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告							
46	冷凍保安責任者の未選任等(高圧法第27条の4第1項、第2項)	冷凍保安責任者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの	第一種製造者	未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令 (高圧法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
			第二種製造者	未是正	警告							
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの	第一種製造者	未是正	警告							
			第二種製造者	未是正	警告							

違反項目		違反内容		措置区分						留意事項		
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置		適用要件	第四次措置
47	高圧ガス販売主任者の未選任等（高圧法第28条第1項、第3項）	高圧ガス販売主任者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第2項）					
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告							
48	特定高圧ガス取扱主任者の未選任等（高圧法第28条第2項、第3項）	特定高圧ガス取扱主任者を選任していないもの又は職務を行わせていないもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	消費停止命令（高圧法第38条第2項）					
		選任又は解任の届出をしていないもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告							
49	高圧ガス製造保安統括者等の法令違反等（法第32条、第33条）	高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、又は冷凍保安責任者若しくはそれらの代理者、高圧ガス販売主任者若しくは特定高圧ガス取扱主任者が高圧法若しくは高圧法に基づく命令に違反したものの、又はこれらの者に職務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼす恐れがあると認めるもの	第一種製造者	未是正	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（高圧法第34条）	解任命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）	
			第一種製造者以外	未是正	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（高圧法第34条）	解任命令不履行のもの	製造等停止命令（高圧法第38条第2項）			
50	保安検査未受検（高圧法第35条第1項）	定期に保安検査を受けていないもの		未是正	警告							
51	定期自主検査の未実施等（高圧法第35条の2）	定期自主検査の検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかったもの		未是正	警告							
52	欠格事由該当による許可の取消し等（高圧法第38条第1項第6号）	高圧法第7条第2号から第4号に該当するに至った場合			製造等停止命令（高圧法第38条第1項）	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し（高圧法第38条第1項）					



違反項目		違反内容		措置区分							留意事項		
				適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件		第四次措置	
53	緊急措置命令等 (高圧法第39条)	第1号	第一種製造所	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるもの		使用停止命令(高圧法第39条第1号)	使用停止命令不履行のもの	製造等停止命令(高圧法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
			第二種製造所				使用停止命令不履行のもの	製造等停止命令(高圧法第38条第2項)					
			第一種貯蔵所				使用停止命令不履行のもの	貯蔵停止命令(高圧法第38条第1項)	貯蔵停止命令不履行のもの	許可の取消し(高圧法第38条第1項)			
			第二種貯蔵所				使用停止命令不履行のもの	貯蔵停止命令(高圧法第38条第2項)					
			販売業者				使用停止命令不履行のもの	販売停止命令(高圧法第38条第2項)					
			特定高圧ガス消費施設				使用停止命令不履行のもの	消費停止命令(高圧法第38条第2項)					
			第2号				製造行為	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるもの	一時禁止又は制限(高圧法第39条第2号)	一時禁止又は制限不履行のもの	52 欄 第1号の2次措置により措置すること		
		引渡行為 貯蔵行為 移動行為 消費行為 廃棄行為		52 欄 第1号の2次措置により措置すること									

違反項目			違反内容		措置区分						留意事項	
					適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置		適用要件
	第3号	高压ガス 高压ガスを充填した容器	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるもの		廃棄等命令(高压法第39条第3号)	廃棄等命令不履行のもの	許可、届出施設は、52欄第1号の2次措置により措置すること					
54	帳簿の記載等違反(高压法第60条第1項)	帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったもの		未是正	警告							
55	事故発生時の届出違反(高压法第63条第1項)	高压ガスの災害が発生したときに届出をしなかったもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正	警告	警告事項不履行のもの	災害発生事項報告命令					
		高压ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたときに届出をしなかったもの又は虚偽の届出をしたもの		未是正								
56	許可条件違反(高压法第65条第1項)	許可の際に付した条件に違反したもの			警告	警告事項不履行のもの	製造等停止命令(高压法第38条第1項)	製造等停止命令不履行のもの	許可の取消し(高压法第38条第1項)			
57	違反項目1~55以外の違反があった場合			適宜必要な措置で対処する								

別表第1（その6）（第30関係）

## 違反処理基準（液化石油ガス施設用）

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項	
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
1	液化石油ガス販売事業の不正登録（液石法第3条第1項）	不正の手段により液化石油ガス販売事業者の登録を行ったもの	未是正	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第7号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第7号）					
2	液化石油ガス販売事業の変更届出違反（液石法8条）	届出をしないで液石法第3条第2項第2号から第5号までの事項を変更したものの	未是正	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第2号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第2号）					
3	液化石油ガス販売事業者の登録要件違反（液石法第4条）	液化石油ガス販売事業者が液石法第4条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当するに至ったもの		液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第1号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第1号）					
4	貯蔵施設の自己所有等違反（液石法第11条）	貯蔵施設を所有又は占有していないもの（液石法第11条ただし書の場合を除く）	未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第3号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第3号）			
5	販売する液化石油ガスの規格適合違反（液石法第13条第1項）	液化石油ガス販売事業者が規格に適合しない液化石油ガスを一般消費者等に対し販売したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第3号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第3号）			
			その販売した液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合	災害発生防止措置命令（液石法第13条第2項）	災害発生防止措置命令不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第4号）	販売事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第4号）			

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
6	販売契約締結後の書面未交付（液石法第14条第1項）	液化石油ガス販売事業者が一般消費者と液化石油ガスの販売契約を締結後に書面の交付をしていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	書面交付（再交付）命令（液石法第14条第2項）	書面交付（再交付）命令不履行のもの	液化石油ガス販売停止（液石法第26条第4号）	販売停止命令不行もの	登録の取消し（液石法第26条第4号）	
7	貯蔵施設の基準不適合（液石法第16条第1項）	液化石油ガス販売事業者が、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を技術上の基準に適合していないと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（液石法第16条第3項）	改修命令不履行のもの	液化石油ガス販売停止（液石法第26条第4号）	販売停止命令不行もの	登録の取消し（液石法第26条第4号）	
							貯蔵施設が許可施設であり適合命令77項第1号）	貯蔵施設使用命令（液石法第37条第1項第1号）	使用停止命令不行もの	許可の取消し（液石法第37条第1項第1号）	
8	販売に係る基準不適合（液石法第16条第2項）	液化石油ガス販売事業者が基準に従って液化石油ガスの販売をしていないと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	販売方法基準遵守命令（液石法第16条第3項）	遵守命令不履行のもの	液化石油ガス販売停止（液石法第26条第4号）	販売停止命令不行もの	登録の取消し（液石法第26条第4号）	
9	供給設備の基準不適合（液石法第16条の2第1項）	液化石油ガス販売事業者の供給設備が技術上の基準に適合していないと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（液石法第16条の2第2項）	改修命令不履行のもの	液化石油ガス販売停止（液石法第26条第4号）	販売停止命令不行もの	登録の取消し（液石法第26条第4号）	

違反項目	違反内容	措置区分								留意事項		
		適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置			
10	液化石油ガス業務主任者未選任等（液石法第19条第1項）	液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス業務主任者を選任せず又は業務主任者の職務を行わせていないと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第3号）	販売事業停止命令不履行のもの	登記のし石2第3号）				
11	液化石油ガス業務主任者講習未受講（液石法第19条第3項）	液化石油ガス販売事業者が業務主任者に講習を受けさせていないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第3号）	販売事業停止命令不履行のもの	登記のし石2第3号）				
12	業務主任者等の法令違反等（液石法第22条）	業務主任者若しくはその代理者が液石法若しくは高圧法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反した場合又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	業務主任者等解任命令（液石法第22条）	解任命令不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第4号）	販売事業停止命令不履行のもの			登記の取消し（液石法第26条第4号）
13	登録後1年以内の事業不開始又は1年以上の事業休止（液石法第25条）	液化石油ガス販売事業者が、正当な理由なく一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	登録の取消し（液石法第25条）						
14	液化石油ガス販売事業者による保安業務違反（液石法第27条）	液化石油ガス販売事業者が保安業務を行わず、又は認定を受けずに保安業務を自ら行っているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第3号）	販売事業停止命令不履行のもの	登記のし石2第3号）				

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
15	欠格事由該当（液石法第35条の3第1号）	保安機関の認定を受けた者が液石法第30条第1号、第3号又は第4号の欠格事由に該当するようになったもの		保安機関の認定の取消し（液石法第35条の3第1号）								
16	一般消費者等の数の増加の認可申請違反（液石法第33条第1項）	保安機関が認可を受けずにその保安業務に係る一般消費者等の数を増加させたもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	保安機関の認定の取消し（液石法第35条の3第2号）						
17	保安機関による保安業務違反（液石法第34条第1項）	保安機関が、保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適切でないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	保安業務改善命令（液石法第34条第3項）	改善命令不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第4号）				
18	保安業務の再委託（液石法第34条第2項）	保安機関が保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第3号）						
19	保安業務規程遵守違反（液石法第35条第1項）	保安機関が、認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行っているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第5号）						
20	保安業務規程の内容不適（液石法第35条第3項）	認可した保安業務規程が、保安業務の適格な遂行上不適当となったと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	保安業務規程変更命令（液石法第35条第3項）	変更命令不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第4号）				
21	保安機関認定基準不適合（液石法第35条の2）	認定を受けた保安機関が認定の基準に適合しなくなったと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	保安機関認定基準適合命令（液石法第35条の2）	適合命令不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第4号）				

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項	
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置		
22	保安機関の不正認定等（液石法第35条の3第7号）	保安業務を行おうとする者が、不正な手段で保安機関の認定又はその更新を受けたもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第7号）						
22	消費設備基準不適合（液石法第35条の5）	消費設備が技術上の基準に適合していないと認めるもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（液石法第35条の5）						
23	認定液化石油ガス販売事業者の基準不適合（液石法第35条の6第1項）	認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していないと認めるもの	—	認定の取消し（液石法第35条の10第1項）								
24	認定液化石油ガス販売事業者の報告義務違反（液石法第35条の7）	認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を報告しない場合で、10日以上相当な期間を定めて報告すべきことを催告した後、なおその期間内に報告をしないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の10第2項）						
25	貯蔵施設等の無許可変更（液石法第37条の2第1項）	貯蔵施設又は特定供給設備の許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、変更許可を受けずに貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更している場合又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（液石法第37条の7第1項第2号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（液石法第37条の7第1項第2号）				
26	貯蔵施設又は特定供給設備の無許可使用（液石法第37条の3第1項）	貯蔵施設又は特定供給設備の許可又は変更許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、完成検査を受けずに当該貯蔵施設又は特定供給設備を使用しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（液石法第37条の7第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（液石法第37条の7第1項第3号）				
			未是正	警告	警告事項不履行のもの	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第5号）	事業停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第5号）				

違反項目		違反内容	措置区分								留意事項
			適用要件	第一次措置	適用要件	第二次措置	適用要件	第三次措置	適用要件	第四次措置	
27	充てん設備の無許可変更（液石法第37条の4第3項）	充てん事業者が、変更許可を受けずに充てん設備の所在地、構造、設備若しくは装置を変更しているもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（液石法第37条の7第1項第2号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（液石法第37条の7第1項第2号）			
28	充てん設備の完成検査前使用（液石法第37条の4第4項）	充てん事業者が、完成検査を受けずに当該充てん設備を使用したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（液石法第37条の7第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（液石法第37条の7第1項第3号）			
29	充てん設備の基準不適合等（液石法第37条の5第1項、第2項）	充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が技術上の基準に適合していないもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（液石法第37条の5第3項）	改修命令不履行のもの	使用停止命令（液石法第37条の7第1項第1号）	停止命令不履行のもの	許可の取消し（液石法第37条の7第1項第1号）	
30	保安機関認定条件遵守違反（液石法第84条第1項）	保安機関が認定に対する条件に違反したもの	未是正	警告	警告事項不履行のもの	認定の取消し（液石法第35条の3第6号）					
31	緊急措置命令等違反（高圧法第39条）	液化石油ガス販売事業者が、高圧法第39条第1項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときの措置（当該施設の全部又は一部の使用を一時停止すべき命令、貯蔵、移動又は廃棄の一時禁止又は制限、容器の廃棄又は所在場所の変更の命令）に違反したもの	—	液化石油ガス販売事業停止命令（液石法第26条第6号）	停止命令不履行のもの	登録の取消し（液石法第26条第6号）					
32	違反項目1～31以外の違反があった場合		適宜必要な措置で対処する								



別表第2（第47関係）

## 告 発 基 準

告 発 要 件 (違反条項等)	罰 則 条 項	留 意 事 項
1 防火対象物の使用の禁止、停止又は制限命令違反（法第5条の2第1項）	法第39条の2の2第1項 法第45条第1号	
2 重大違反に係る消防用設備等の設置又は維持命令違反（法第17条の4第1項）	【設置命令違反】 法第41条第1項第5号 法第45条第2号 【維持命令違反】 法第44条第12号 法第45条第3号	要件に該当した場合は、原則として遅滞なく告発を行う。
3 立入検査の拒否等が正当な理由なく繰り返される場合 (法第4条又は法第16条の5)	法第44条第2号	
4 無資格者による消防用設備等の工事・整備（法第17条の5）	法第42条第1項第10号	
5 上記2以外の消防用設備等の設置命令違反又は維持命令違反のうち、消防用設備等の未設置又はその主たる機能が喪失している維持管理違反に対するもので、他の違反の内容及び程度並びに防火対象物の用途、構造及び規模等から火災発生時の人命危険が大きいと認められるもの（法第17条の4第1項）	【設置命令違反】 法第41条第1項第5号 法第45条第2号 【維持命令違反】 法第44条第12号 法第45条第3号	防火管理の状況、防火又は避難に係る建築関係法令違反の有無並びに防火対象物の用途、構造及び規模等から総合的に判断し、必要と認められる場合に告発を行う。
6 防火管理者の選任命令違反で、他の違反の内容及び程度並びに防火対象物の用途、構造及び規模等から火災危険性が高いと認められるもの (法第8条第3項)	法第42条第1項第1号 法第45条第3号	

告 発 要 件 (違反条項等)	罰 則 条 項	留 意 事 項
<p>7 消防用設備等の点検報告が未報告で、次の全ての要件に該当するもの (法第17条の3の3)</p> <p>(1) 是正指導を行っても違反が繰り返される(2年以上未報告違反の状態が継続している)などの悪質性がある</p> <p>(2) 消防用設備等の外観確認又は機器の操作等により、機能不良が生じている蓋然性が高いと認められる</p> <p>(3) 想定される機能不良の内容及び程度並びに防火対象物の用途、構造、規模等から火災発生時の人命危険が大きいと認められるもの</p>	<p>法第44条第11号 法第45条第3号</p>	<p>次のいずれかに該当する場合は、告発を留保する。</p> <p>ア 点検報告の未報告違反が継続していることに社会通念上妥当性のある理由がある場合</p> <p>イ 機能不良が生じている蓋然性が低いと認められる場合</p> <p>ウ 機能不良が生じている蓋然性が高いと認められる場合でも当該機能不良による火災又は事故発生時の人命危険が小さいと認められる場合</p>
<p>8 少量危険物の貯蔵・取扱い基準遵守義務違反に起因した火災、危険物の流出、爆発等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した場合で、社会的影響が大きいと予測されるとき (条例第30条又は第31条)</p>	<p>条例第51条第1号・第2号 条例第52条第1項</p>	<p>火災等の災害又は事故等が発生した場合でも、違反に起因して発生したことが明らかでない場合には、告発を留保する。</p>
<p>9 指定可燃物の貯蔵・取扱い基準遵守義務違反に起因した火災、指定可燃物の流出、爆発等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した場合で、社会的影響が大きいと予測されるとき (条例第33条又は第34条)</p>	<p>条例第51条第3号 条例第52条第1項</p>	
<p>10 特定大規模催しにおける火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務違反に起因した火災が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した場合で、社会的影響が大きいと予測されるとき(条例第42条の7第2項)</p>	<p>条例第51条第4号 条例第52条第1項</p>	
<p>11 危険物の無許可貯蔵・取扱い、危険物の貯蔵・取扱い基準違反、危険物の運搬基準違反に起因した火災、危険物の流出、爆発等が発生し、若しくは拡大し、又は人身事故が発生した災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 消防対象物を全焼又は全壊させた場合</p> <p>(2) 死者又は重傷者が発生した場合</p> <p>(3) 指定数量以上の危険物が流出し、火災発生危険が認められる場合</p> <p>(4) 上記(1)から(3)に該当しないが社会的影響が大きいと予測される場合 (法第10条第1項若しくは第3項又は第16条)</p>	<p>【無許可貯蔵・取扱い】 法第41条第1項第3号 法第45条第2号</p> <p>【貯蔵・取扱い基準違反】 法第43条第1項第1号 法第45条第3号</p> <p>【運搬基準違反】 法第43条第1項第2号 法第45条第3号</p>	

告 発 要 件 (違反条項等)	罰 則 条 項	留 意 事 項
<p>12 危険物の無許可貯蔵・取扱いに係る品名、数量、貯蔵、取扱いの態様又は周囲の環境等から出火危険、延焼拡大危険、火災による人命危険が認められるもので次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 貯蔵・取扱いが指定数量の30倍以上の場合</p> <p>(2) 貯蔵・取扱いが指定数量の20倍以上30倍未満で次の各号の一に該当する場合</p> <p>ア 開放容器における貯蔵・取扱い</p> <p>イ 裸火を使用している場所における貯蔵・取扱い</p> <p>ウ 吹き付け塗装を行っている場所における貯蔵・取扱い</p> <p>エ 住宅街等の密集地における貯蔵・取扱い</p> <p>(3) 貯蔵・取扱いが指定数量の15倍以上20倍未満の場合</p> <p>(4) 貯蔵・取扱いが指定数量の10倍以上15倍未満で次の各号の一に該当する場合</p> <p>ア 開放容器における貯蔵・取扱い</p> <p>イ 裸火を使用している場所における貯蔵・取扱い</p> <p>ウ 吹き付け塗装を行っている場所における貯蔵・取扱い</p> <p>エ 住宅街等の密集地における貯蔵・取扱い</p> <p>(5) 繰り返し違反—過去1年以内に同種違反に係る除去命令等の行政処分を受けている場合</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当しないが社会的影響が大きいと予測された場合 (法第10条第1項)</p>	<p>法第41条第1項第3号 法第45条第2号</p>	<p>(3)及び(4)にあつては、局長が必要と認める場合のみ告発を行う。</p>
<p>13 危険物の無資格移送が現認された場合 (法第16条の2第1項)</p>	<p>法第43条第1項第3号 法第45条第3号</p>	
<p>14 次の各号の一に該当する命令違反があり、告発をもって措置すべき情状が認められる場合</p> <p>(1) 製造所等の応急措置命令違反 (法第16条の3第3項又は第4項)</p> <p>(2) 製造所等の使用停止命令違反 (法第12条の2第2項)</p> <p>(3) 製造所等の緊急使用停止命令違反 (法第12条の3第1項)</p> <p>(4) 危険物の除去命令違反 (法第16条の6第1項)</p>	<p>【応急措置命令違反】 法第42条第1項第9号 法第45条第3号</p> <p>【使用停止命令違反】 法第42条第1項第4号 法第45条第3号</p> <p>【緊急使用停止命令違反】 法第42条第1項第5号 法第45条第3号</p> <p>【除去命令違反】 法第41条第1項第3号 法第45条第2号</p>	

告 発 要 件 (違反条項等)	罰 則 条 項	留 意 事 項
15 次の各号の一に該当する違反が現認されたもので、繰り返し違反等の悪質性があり、告発をもって措置すべき情状が認められる場合 (1) 保安監督業務不履行（法第13条第1項） (2) 無資格者による危険物取扱い（法第13条第3項）	【保安監督業務不履行】 法第42条第1項第6号 法第45条第3号 【無資格者による取扱い】 法第42条第1項第7号	
16 上記以外に命令不履行の事実があり、告発をもって措置すべき情状が認められる場合	/	当該命令不履行又は法令違反の内容のほか、防火管理の状況、防火又は避難に係る建築関係法令違反の有無並びに防火対象物の用途、構造及び規模等から総合的に判断し、特に必要と認められる場合に告発を行う。
17 その他罰則規定を有する法令違反で、告発をもって措置すべき情状が認められる場合	/	

別表第3（第59関係）

総合台帳に編冊する書類等

一般対象物

分類	順序	編冊する書類等	備考（編冊期間等）
査察一般	1	情報システムから出力する紙台帳	最新のを編冊（除冊後は即時廃棄可）
	2	立入検査結果通知書、改修計画報告書	・常用（退去したテナントに係るものは除冊可） ・立入検査結果通知書とそれに対する改修計画報告書は連続して編冊する。
	3	違反処理関係書類	常用
	4	消防用設備等点検結果報告書	最新のを編冊
	5	防火対象物・防災管理点検結果報告書	直近3年分を編冊
防火・防災管理	6	（統括）防火・防災管理者選任（解任）届出書	最新のを編冊
	7	（全体についての）防火防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書	全面的に計画が更新されるまでの間
	8	工事中の消防計画届出書	当該工事が終了するまでの間
	9	消防訓練実施届出書	最新のを編冊
	10	防火対象物点検・防災管理点検報告特例認定関係書類	
	11	自衛消防組織設置（変更）届出書	全面的に更新されるまでの間
建築・設備	12	消防同意関係書類	常用
	13	防火対象物使用開始（変更）届出書	・建物竣工時の届出書は常用 ・テナントに係る届出は当該テナントの存する間
	14	消防用設備等の設置等に係る届出書	
	15	火気・電気設備の設置等に係る届出書	当該設備が存する間
その他	16	少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱い（変更）届出書	廃止されるまでの間
	17	圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱いの開始届出書	
	18	その他査察に際し必要と認められる書類	適宜判断

（備考）

- 防火対象物の増改築又は用途変更の経過を把握することができる書類等は、上表にかかわらず常用とする。
- 防火・防災管理関係書類は、原則として管理権原者ごとに編冊する。

危険物施設等

順序	編冊する書類等	備考（編冊期間等）
1	情報システムから出力する紙台帳	最新のを編冊（除冊後は即時廃棄可）
2	許可証・完成検査済証等	常用
3	許可申請書	
4	予防規程	最新のを編冊
5	各届出書関係	関係あるもの

年 月 日

（あて先） 予防部長

消防署長

当署において 年 月 日に査察対策検討会議を開催したのでその結果を以下のとおり報告します。

1. 査察執行状況及び消防法令違反の是正状況（ 年 月 日時点）
(1) 違反処理  (2) 立入検査  (3) 通信査察
2. 査察執行に係る課題及び奏功事例
(1) 課題（査察執行計画に従い査察執行ができていない場合はその理由の考察）  (2) 解決（対応）方法  (3) 取組みの奏功事例とその考察
3. 今後の査察執行計画（査察執行計画の修正並びに査察応援及び時間外勤務の必要性など）
(1) 違反処理  (2) 立入検査  (3) 通信査察  (4) 時間外勤務の検討  (5) 応援の必要性  (6) その他

様式第2号（第27関係）

判 定 依 頼 書

		年 月 日		
(あて先) 消防局長		消防署長		
収 去 物 品		危険物・危険物であることの疑いのある物・ 火薬類・高圧ガス・液化石油ガス		
判 定 物 品 の 所 有 者 等	住 所	電話 ( )		
	氏 名			
判 定 物 品 名	商 品 名			
	主 成 分			
判 定 物 品 の 収 去 年 月 日		年 月 日		
判 定 物 品 の 収 去 場 所				
判 定 物 品 に 関 する 事 項	製 造 会 社 又 輸 入 会 社	住 所	電話 ( )	
		氏 名		
	販 売 会 社	住 所	電話 ( )	
		氏 名		
	用 途			
	組 成			
判 定 依 頼 事 項				

第 年 月 日  
号

(住 所)  
(氏 名)

様

(職氏名)

印

### 勸 告 書

あなたの する下記防火対象物は、消防法第 に規定する 点検報  
告が行われていないので、 年 月 日までに報告するよう勧告します。  
なお、点検結果を報告しない場合は、消防法違反で罰せられることがあります。  
記

所 在

名 称

用 途



様式第4号（第33関係）

実 況 見 分 調 書		
実況見分日時	開始 年 月 日 時 分頃	
	終了 年 月 日 時 分頃	
消防対象物	所在地	
	名称	
	用途・区分等	
<p>上記消防対象物における について、本職は次のとおり見分した。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 階級氏名 (*)</p> <p style="text-align: center;">(*) 署名又は記名押印</p>		
実況見分の目的		
立会人	住 所	
	職・氏名・関係	

様式第5号（第33関係）

質 問 調 書		
質問実施日時		開始                    年   月   日                    時   分頃
		終了                    年   月   日                    時   分頃
消防対象物	所在地	
	名称等	
<p>上記消防対象物について、本職が下記の者に質問したところ、任意に次のように供述した。</p>		
被質問者	住 所	
	職・氏名 ・ 関係	
	生年月日	年   月   日生   （   歳）

第 号  
年 月 日

（あて先）消防局長

消防署長

## 命令違反報告書

別添命令書の写しのとおり命令した事項が履行されていないと認められ、当該違反事案が告発基準に定める要件に該当するおそれがあるため、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 該当すると認める告発要件及び違反条項等
- 2 罰則条項
- 3 その他

第 号  
年 月 日

（あて先） 消防署長

消 防 局 長

### 命令の事前報告に対する助言等

年 月 日付けの命令に係る事前報告を受け、下記のとおり助言するので、これらを踏まえて適正に命令を実施されたい。

（なお、命令を行う前に、修正後の資料を再度提出すること。）

#### 記

- 1 命令を行う前に修正すべき事項
- 2 命令を行う前に修正することが望ましい事項
- 3 その他助言等

## 消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防 火 対 象 物 の 所 在  
防 火 対 象 物 の 名 称  
命 令 を 受 け た 者 の 氏 名

この防火対象物は、消防法に違反しているので、 年 月 日消防法に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

千葉市

### 注 意

- 1 この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

- 備考
- 1 公告する者は、消防長又は当該防火対象物を所轄する消防署長とする。
  - 2 大きさは、縦42センチメートル、横29センチメートルから縦72センチメートル、横51センチメートル程度とする。
  - 3 色彩は、文字を黒色、地を白色とする。

年 月 日

（あて先） 千葉市消防長又は千葉市 消防署長

住 所

氏 名

印

### 保管物件返還請求書

に保管されている下記の物件は、私の する  
ものですので、返還くださるよう請求します。

#### 記

1 名称又は種類

2 形状又は数量

貴署保管の上記物件を受領しました。

年 月 日

受 領 者

印

年 月 日

（あて先） 千葉市消防長又は千葉市 消防署長

（請求者）

住 所

氏 名

印

売却代金返還請求書

私の する物件の売却代金を下記のとおり請求します。  
記

金 円

上記売却代金を領収しました。

年 月 日

（あて先） 千葉市収入役

住 所

氏 名

印

千葉市消防局公告第 号

## 保管物件公告

と認めるので、消防法第5条の3第2項により下記物件を保管しました。

心あたりのある方は、速やかに下記の連絡先まで申し出てください。

年 月 日

職氏名

印

### 記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管の日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

（連絡先）  
担当



様式第 1 1 号 (第 5 1 関係)

保管物件一覧簿

消防署

名称 (種類) 形状、数量	物件の所在 した場所	除去日時	保管日時	保管場所	公 示 年月日	備 考

(注) 備考欄には、保管物件を売却した時の売却年月日又は返還した  
ときの返還年月日を記入すること。

## 消防法による措置の予告

この防火対象物の \_\_\_\_\_ に存置されている物件は、火災の予防に危険であると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに、当該物件を除去すること。

なお、除去されない場合は、消防法第5条の3第2項の規定に基づき、強制的に除去するとともに、当該物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用を、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者から徴収する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

職氏名

印

消防法による措置の予告

千葉市 区 町 丁目 番 号にある防火対象物の  
に存置されている物件は、火災の予防に危険であると  
認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は  
年 月 日までに、当該物件を除去すること。

なお、除去されない場合は、消防法第5条の3第2項の規定に基づき、  
強制的に除去する。

年 月 日

職氏名 印

様式第13号（第55関係）

通信査察調査票1(防火管理者義務無し)

1 事前準備(事前調査)

対象物名称		住所	
実施者 (所属・氏名)		調査 対応者	調査への 同意✓ 実施日

2 調査項目（下線部は事前確認が可能な項目）

① 「対象物名称」・「所在地」・「管理権原者」・「査察時連絡先」・「夜間連絡先」に変更が無いか？	変更無し	・	変更有り
② 前回の査察(立入検査・通信査察)以降に増改築等は無いか？	無し	・	有り
③ (テナントが複数ある場合のみ)テナントの入れ替え(台帳の関係者情報と相違)はあるか？	無し	・	有り
④ 期限内に設備点検を実施・報告しているか？	報告済み	・	未報告
※未報告の場合、⑤⑥は調査不要			
⑤ 直近の点検結果に不良箇所又は一部未実施はあるか？	無し	・	有り
⑥ (⑤が有りの場合)不良箇所又は一部未実施は改修済みか？	改修済み	・	未改修
⑦ (特定防火対象物又は高層建築物の場合)カーテンやのれん等は防災物品を使用しているか？	防災	・	非防災
⑧ 階段・廊下・屋外への出入口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか？	無し	・	有り(避難障害)
⑨ (防火戸や防火シャッターがある場合)閉鎖の障害となるような物が置かれていないか？	無し	・	有り(閉鎖障害)
※以下⑩⑪は、火気設備(こまろや給湯器、ストーブ等)がある場合のみ調査実施			
⑩ 火気設備の付近に燃えるものは無いか？	無し	・	有り
⑪ (こまろ等がある場合)フード(天蓋)やグリスフィルターに油脂やほこりが付着していないか？	無し	・	有り
⑫ (自由調査)			
⑬ (自由調査)			

3 予防係への確認(NEFORP入力項目)

増改築や用途変更、収容人員の増加等により、新たに「消防用設備等の設置義務」又は「防火管理者の選任義務」が生じるおそれはないか？ (不明確な場合は各署予防係に相談すること。)	無し	・	有り( )
---	----	---	-------

4 指導事項(チェックリスト)

指導事項	✓
① 上記調査の結果、不備事項について指導をしたか？	
② 不備事項について、改修方法を説明した消防局HPを案内したか？	
③ 今年度中に特定違反が是正されない場合、来年度以降に立入検査や違反処理に移行することを伝えたか？	
④ 本調査の担当者と所属、問い合わせ先を案内したか？	

(メモ)

様式第13号の2（第55関係）

建物の現況調査票（1：防火管理者義務無し）

回答期限日	
-------	--

- ① 「1 基本情報」の内容を確認し、「2 調査項目」の該当する欄に✓を記入してください。（詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。）  
 ② 本紙下部の「調査回答者」の各欄を記入し、担当者宛てに電子メール又はFAXで本紙を送付してください。

1 基本情報

㉗ 建物名称		㉘ 建物所在地		㉙ 用途	
㉚ 管理権原者情報		法人名称	所在地		
(区分)		代表者	電話番号		
㉛ 査察時連絡先		㉜ 夜間緊急連絡先		㉝ 前回査察実施日	
㉞ 消防用設備点検報告日		㉟ 次回報告期限		㊱ 不良有無	㊲ 収容人員
㉟ テナント 情報	テナント名称	使用階	用途(業態)	法人等名称	代表者 職・氏名

2 調査項目（塗りつぶされている項目は回答不要）

① 「1 基本情報」㉗～㉜の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更や空欄がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
② 「1 基本情報」「㉝ 前回査察実施日」以降に建物の増築や他棟との接続を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
③ 「1 基本情報」「㉝ 前回査察実施日」以降にレイアウト変更や間仕切り変更をしましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
④ 「1 基本情報」「㉟ テナント情報」の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑤ 「1 基本情報」「㉞ 消防用設備点検報告日」以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑥ 直近の消防用設備の点検結果に不良箇所（点検票に"×"など）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑦ 上記⑥の不良箇所未改修のものはありますか？（上記⑥で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑧ カーテンやのれん、じゅうたん等で「防災」と表示されていないものはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑨ 階段・廊下・避難口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物は置かれていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑩ 階段室等に防火戸や防火シャッターはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑪ 防火戸や防火シャッターの付近に閉鎖の障害となるような物は置かれていますか？ <small>（上記⑩で"はい"と回答した場合のみ）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑫ 火気設備（こんろ、給湯設備、ストーブ等の高熱を発する設備）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑬ 火気設備の付近に可燃物（燃える物）は置かれていますか？ <small>（上記⑫で"はい"と回答した場合のみ）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑭ 厨房設備（こんろ等）のフードやグリスフィルターに油脂やほこりは付着していますか？ <small>（こんろ等の厨房設備がある場合のみ）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい

（自由記入）

調査回答者	事業所名	職・氏名	連絡先
-------	------	------	-----

消防局 担当者	所属	氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
消防局 記入欄	是正指導・是正方法の説明	特定違反のおそれ		NEFOAP入力	(特記事項)
	済 <input type="checkbox"/>	違反無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (防管・点検・設備)	済 <input type="checkbox"/>

様式第14号（第55関係）

通信査察調査票2(防火管理者義務有・単一権原)

1 事前準備(事前調査)

対象物名称		住所	
実施者 (所属・氏名)	調査 対応者	調査への 同意✓	実施日

2 調査項目（下線部は事前確認が可能な項目）

① 「対象物名称」「所在地」「管理権原者」「査察時連絡先」「夜間連絡先」に変更が無いか？	変更無し ・ 変更有り
② 前回の査察(立入検査・通信査察)以降に増改築や用途変更等はないか？	無し ・ 有り
③ 防火管理者選任の届出はされているか？	届出済み ・ 未届出
※未届出の場合、以下④から⑧は調査不要	
④ 防火管理者に変更は無いか？(転勤等により不在となっていないか？)	変更無し ・ 変更有り(未選任)
⑤ 実務講習(再講習でも可)は受講しているか？	期限未到達 ・ 未受講
⑥ 消防計画を作成しているか？	作成済み ・ 未作成
⑦ 消防計画に変更は無いか？(自衛消防組織の変更や避難経路の変更など)	変更無し ・ 変更有り
⑧ 消防訓練は実施しているか？	実施済み ・ 未実施(回数不足)
⑨ (特定防火対象物又は高層建築物の場合)カーテンやのれん等は防火物品を使用しているか？	防火 ・ 非防火
⑩ 期限内に設備点検を実施・報告しているか？	報告済み ・ 未報告
※未報告の場合、⑪⑫は調査不要	
⑪ 直近の点検結果に不良箇所又は一部未実施はあるか？	無し ・ 有り
⑫ (⑪が有りの場合)不良箇所又は一部未実施は改修済みか？	改修済み ・ 未改修
⑬ (消防計画が作成されている場合のみ)自主点検を実施しているか？	実施済み ・ 未実施
⑭ 階段・廊下・屋外への出入口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか？	無し ・ 有り(避難障害)
⑮ (防火戸や防火シャッターがある場合)閉鎖の障害となるような物が置かれていないか？	無し ・ 有り(閉鎖障害)
⑯ (こんろや給湯器、ストーブ等がある場合)火気設備の付近に燃えるものは無いか？	無し ・ 有り
⑰ (こんろ等がある場合)フード(天蓋)やグリスフィルターに油脂やほこりが付着していないか？	無し ・ 有り
⑱ (自由調査)	

3 指導事項(チェックリスト)

指導事項	✓
① 上記調査の結果、不備事項について指導をしたか？	
② 不備事項について、改修方法を説明した消防局HPを案内したか？	
③ 今年度中に特定違反が是正されない場合、来年度以降に立入検査や違反処理に移行することを伝えたか？	
④ 本調査の担当者で所属、問い合わせ先を案内したか？	

4 調査結果(NEFOAP入力項目)

① 増改築や用途変更、収容人員の変更に伴う消防用設備等の未設置違反のおそれは無いか？	無し ・ 有り( )
② 特定違反(防火管理者未選任・設備点検未実施・消防用設備未設置)はあるか？	無し ・ 有り

(メモ)

様式第14号の2（第55関係）

建物の現況調査票（2：防火管理者義務有り・単一権原）

回答期限日	
-------	--

- ① 「1 基本情報」の内容を確認し、「2 調査項目」の該当する欄に✓を記入してください。（詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。）  
 ② 本紙下部の「調査回答者」の各欄を記入し、担当者宛てに電子メール又はFAXで本紙を送付してください。

1 基本情報

㉗ 建物名称			㉘ 建物所在地			㉙ 用途	
㉚ 管理権原者情報	法人名称			所在地			
(区分)		代表者			電話番号		
㉛ 査察時連絡先			㉜ 夜間緊急連絡先			㉝ 前回査察実施日	
㉞ 防火管理者(職・氏名)			㉟ 消防計画届出日			㊱ 消防訓練実施日	
㊲ 防火管理講習受講年度			㊳ 次回受講期限			㊴ 収容人員	
㊵ 消防用設備点検報告日			㊶ 次回報告期限			㊷ 直近点検結果	

2 調査項目（塗りつぶされている項目は回答不要）

① 「1 基本情報」㉗～㉞の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更や空欄がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
② 「1 基本情報」「㉝ 前回査察実施日」以降に建物の増築や他棟との接続を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
③ 「1 基本情報」「㉝ 前回査察実施日」以降にレイアウト変更や間仕切り変更をしましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
④ 「1 基本情報」「㉞ 防火管理者(職・氏名)」から防火管理者に変更はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑤ 「1 基本情報」㉞・㊱・㊲の日付以降に「計画届出」・「訓練実施」・「講習受講」をしていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑥ 届出している消防計画に変更(自衛消防組織や避難経路の変更等)はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑦ 消防計画に定める自主点検で定期的を実施していないものはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑧ 「1 基本情報」「㊵ 消防用設備点検報告日」以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑨ 直近の消防用設備の点検結果に不良箇所(点検票に"×")はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑩ 上記⑨の不良箇所未改修のものはありますか？ <small>(上記⑨で"はい"と回答した場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑪ カーテンやのれん、じゅうたん等で「防災」と表示されていないものはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑫ 階段・廊下・避難口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物は置かれていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑬ 階段室等に防火戸や防火シャッターはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑭ 防火戸や防火シャッターの付近に閉鎖の障害となるような物は置かれていますか？ <small>(上記⑬で"はい"と回答した場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑮ 火気設備(こんろ、給湯設備、ストーブ等の高熱を発生する設備)はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑯ 火気設備の付近に可燃物(燃える物)は置かれていますか？ <small>(上記⑮で"はい"と回答した場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑰ 厨房設備(こんろ等)のフードやグリスフィルターに油脂やほこりは付着していますか？ <small>(こんろ等の厨房設備がある場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい

(自由記入)

調査回答者	事業所名	職・氏名	連絡先

消防局担当者	所属	氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
消防局記入欄	是正指導・是正方法の説明	特定違反のおそれ		NEFOAP入力	(特記事項)
	済 <input type="checkbox"/>	違反無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> (防管・点検・設備)	済 <input type="checkbox"/>

様式第15号(その1)(第55関係)

通信査察調査票3(防火管理者義務有・複数権原)  
その1「対象物全体・共用部」

1 事前準備(事前調査)

対象物名称		住所		統括防火管理	該当・非該当
実施者 (所属・氏名)		調査 対応者		調査への 同意✓	実施日

2 調査項目(下線部は事前確認が可能な項目)

① 「対象物名称」・「所在地」・「管理権原者」・「査察時連絡先」・「夜間連絡先」に変更が無いか?	変更無し	・	変更有り
② 前回の査察(立入検査・通信査察)以降に増改築等はないか?	無し	・	有り
③ テナントの入れ替え(台帳の関係者情報と相違)はあるか?	無し	・	有り
④ 統括防火管理者選任の届出はされているか?	届出済み	・	未届出
※未届出の場合、以下⑤から⑨は調査不要			
⑤ 統括防火管理者に変更は無いか?(転勤等により不在となっていないか?)	変更無し	・	変更有り(未選任)
⑥ 実務講習は受講しているか?	期限未到達	・	未受講
⑦ 全体の消防計画を作成しているか?	作成済み	・	未作成
⑧ 全体の消防計画に変更は無いか?(自衛消防組織・テナント・避難経路の変更など)	変更無し	・	変更有
⑨ 全体の消防訓練は実施しているか?	実施済み	・	未実施(回数不足)
⑩ 期限内に設備点検を実施・報告しているか?	報告済み	・	未報告
※未報告の場合、⑪⑫は調査不要			
⑪ 直近の点検結果に不良箇所又は一部未実施はあるか?	無し	・	有り
⑫ (⑪が有りの場合)不良箇所又は一部未実施は改修済みか?	改修済み	・	未改修
⑬ (全体の消防計画が作成されている場合のみ)自主点検を実施しているか?	実施済み	・	未実施
⑭ 階段・廊下・屋外への出入口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか?	無し	・	有り(避難障害)
⑮ (防火戸や防火シャッターがある場合)閉鎖の障害となるような物が置かれていないか?	無し	・	有り(閉鎖障害)
⑯ (自由調査)			

3 テナント部分の調査

テナント部分の調査対応区分		✓
① <統括防火管理者が選任されている場合> 統括防火管理者に各テナント部分の調査を指示(報告期限日:_____)		
② <統括防火管理者の選任義務が無い場合> 消防職員が各テナント部分も調査		
③ <統括防火管理者の選任義務はあるが選任されていない場合> 各テナント部分の調査は実施しない		

4 指導事項(チェックリスト)

指導事項		✓
① 上記調査の結果、不備事項について指導をしたか?		
② 不備事項について、改修方法を説明した消防局HPを案内したか?		
③ 今年度中に特定違反が是正されない場合、来年度以降に立入検査や違反処理に移行することを伝えたか?		
④ 本調査の担当者で所属、問い合わせ先を案内したか?		

5 調査結果

① 増改築や用途変更、収容人員の変更に伴う消防用設備等の未設置違反のおそれはないか?	無し	・	有り(_____)
② 特定違反(統括防火管理者未選任(※)・設備点検未実施・消防用設備未設置)はあるか?	無し	・	有り

※統括防火管理が非該当の場合は、防火管理者が未選任のテナント等がある場合。

(メモ)



様式第15号（その2）（第55関係）

通信査察調査票3(防火管理者義務有・複数権原)  
その2「各専有部(テナント部分)」

1 調査方法等

- ・この調査は消防法令に基づく統括防火管理者の責務(防火管理上必要な業務)として実施していただくものです。
- ・テナントごとに本調査表を用いて調査を実施し、全体の消防計画に定める予防管理表(※)と併せて本調査票をご報告願います。(※通常は全体の消防計画の別表5として定める各テナント情報の一覧表です。現時点の状況に更新してください。)
- ・防火管理者が選任されていないテナントは調査不要です。防火管理者を選任するように指示するとともに、未選任であるテナントを消防局担当者に報告してください。
- ・調査の結果、不備事項があれば是正するように指示をしてください。  
(各テナントに指示する前に、あらかじめHP(「千葉市消防局 指導への対応」で検索)の内容をご確認ください。)
- ・具体的な是正方法については、千葉市消防局のHP(「消防局による指導への対応方法」のページ)を確認するように指示してください。
- ・該当しない調査項目は調査(チェック)不要です。

2 テナント情報

対象物名称		住所	
テナント名称	階	業態 (用途)	
調査対応者 (役職・氏名)		防火管理者氏名	
消防局からの連絡先	TEL	Email(任意)	

3 防火管理の状況

① 管理権原者(個人経営の場合は経営者、法人の場合は代表取締役等)に変更は無いか?	変更無し ・ 変更有り
② 防火管理者に変更は無いか?(転勤等により不在となっていないか?)	変更無し ・ 変更有り
③ 直近の防火管理講習(新規・再・実務講習)の受講から5年以上経過していないか?	5年以内 ・ 5年超過
④ 消防計画を作成しているか?	作成済み ・ 未作成
⑤ 消防計画に変更は無いか?(自衛消防組織の変更や避難経路の変更など)	変更無し ・ 変更有り
⑥ (特定用途又は高層建築物(31m超え)の場合)カーテンやのれん等は防災物品を使用しているか? ※ 特定用途:物販店や飲食店等の不特定多数の者が利用する用途や福祉施設など	使用 ・ 未使用
<消防計画を作成している場合>	
⑦ 定期的に(消防計画に定めた)自主点検を実施しているか?	実施済み ・ 未実施
⑧ (実施していない場合は実施させてから)自主点検の結果、不備はあったか?	不備無し ・ 不備有り
<消防計画を作成していない場合は、以下の項目について調査対応者と一緒に点検を実施してください。>	
⑨ 階段・廊下・屋外への出入口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか?	無し ・ 有り(避難障害)
⑩ (防火戸や防火シャッターがある場合)閉鎖の障害となるような物が置かれていないか?	無し ・ 有り(閉鎖障害)
⑪ 火気設備(こんろ等の厨房設備やストーブ等)の付近に燃えるものは無いか?	無し ・ 有り
⑫ (飲食店の場合)フード(天蓋)やグリスフィルターに油脂やほこりが付着していないか?	無し ・ 有り

実施者 (統括防火管理者)		実施日	
------------------	--	-----	--

担当 : 千葉市 消防署 (氏名)  
連絡先: 043- -

様式第15号の2（その1）（第55関係）

建物の現況調査票（3：防火管理者義務有り・複数権原）

回答期限日	
-------	--

- ① 「1 基本情報」の内容を確認し、「2 調査項目」の該当する欄に✓を記入してください。（詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。）  
 ② 統括防火管理者が選任されている場合は、別紙により、各テナント部分の防火管理状況等を調査してください。  
 ③ 本紙下部の「調査回答者」欄を記入し、電子メール又はFAXで本紙・別添（記載された内容に変更がある場合のみ）・別紙（テナント調査を実施した場合のみ）を担当者宛てに送付してください。

1 基本情報

㉗ 建物名称		㉘ 建物所在地		㉙ 用途	
㉚ 管理権原者情報		法人名称	所在地		
(区分)	代表者	電話番号			
㉛ 査察時連絡先		㉜ 夜間緊急連絡先		㉝ 前回査察実施日	
㉞ 統括防火管理者 (職・氏名)		㉟ 全体消防計画届出日		㊱ 全体消防訓練実施日	
㊲ 防火管理講習受講年度		㊳ 次回受講期限		㊴ 収容人員	
㊵ 消防用設備点検報告日		㊶ 次回報告期限		㊷ 直近点検結果	

2 調査項目（塗りつぶされている項目は回答不要）

① 「1 基本情報」㉗～㉜の内容に変更はありますか？ ※ 変更や空欄がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
② 「1 基本情報」㉛・㉝・㉞の日付以降に「講習受講」・「計画届出」・「訓練実施」をしていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
③ 別添「テナント情報一覧」の内容に変更はありますか？ ※ 変更がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
④ 「1 基本情報」㉞・㉟から統括防火管理者に変更はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑤ 「1 基本情報」㉞・㉟・㊲の日付以降に「講習受講」・「計画届出」・「訓練実施」をしていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑥ 届出している全体消防計画に変更（自衛消防組織や避難経路の変更等）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑦ 全体についての消防計画に定める自主点検で定期的実施していないものはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑧ 「1 基本情報」㊵・消防用設備点検報告日以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑨ 直近の消防用設備の点検結果に不良箇所（点検票に"×"）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑩ 上記⑧の不良箇所未改修のものはありますか？（上記⑧で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑪ 階段・廊下・避難口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物は置かれていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑫ 階段室等に防火戸や防火シャッターはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑬ 防火戸や防火シャッターの付近に閉鎖の障害となるような物は置かれていますか？ （上記⑫で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい

※上記のほか、各テナントの防火管理状況等を把握するため、別紙により調査を実施してください。（統括防火管理者が選任済みの場合のみ。）

（自由記入）				
調査回答者	事業所名	職・氏名	連絡先	

消防局 担当者	所属		氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	是正指導・是正方法の説明		特定違反のおそれ		NEFOAP入力	（特記事項）
消防局 記入欄	済 <input type="checkbox"/>	違反無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> （防管・点検・設備）	済 <input type="checkbox"/>	

様式第15号の2（その2）（第55関係）

別添「テナント情報一覧」

No	使用階	テナント名称	業態 (用途)	管理権原者(テナント経営者等)			防火管理者		
				区分	法人等名称	役職・氏名	役職・氏名(※)	選任年月日	消防計画届出日
1	階								
2	階								
3	階								
4	階								
5	階								
6	階								
7	階								
8	階								
9	階								
10	階								
11	階								
12	階								
13	階								
14	階								
15	階								

様式第15号の2（その3）（第55関係）

別紙「テナント調査票」

- ・この別紙による調査は、統括防火管理者が選任されている場合のみ実施してください。
- ・統括防火管理者の方は、各テナントの防火管理者（未選任の場合は責任者）に対して下表の調査項目①～⑤の調査実施を指示し、その結果を下表にまとめてください。
- ・点検の結果は、各調査項目の該当欄に「○（不備なし）」、「×（不備あり）」、「—（非該当）」のいずれかを記入（選択）してください。
- ・下表に記載されていないテナントがある場合は、テナント名称を赤字で追記して調査結果を記入（選択）してください。

No	使用階	テナント名称	調査項目①	調査項目②	調査項目③	調査項目④	調査項目⑤
			階段・避難通路・避難口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか。	防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となる物が置かれていないか。（ストッパー等で閉鎖しないようにしていないか。）	火気設備（コンロ等の厨房設備やストーブ等）の付近に燃える物はないか。	コンロ等の厨房設備に付設したフード（天蓋）やグリスフィルターに油脂やほこりが付着していないか。	「防災」と表示されていないカーテンやのれん、じゅうたん等を使用していないか。 <small>（飲食店や物販店、福祉施設などの特定の用途に供するテナント部分に限る。）</small>
1	階						
2	階						
3	階						
4	階						
5	階						
6	階						
7	階						
8	階						
9	階						
10	階						

様式第16号（第55関係）

通信査察調査票4(防火対象物点検 義務有)

1 事前準備(事前調査)

対象物名称		住所	
管理権原	単一 ・ 複数	統括防火管理	該当 ・ 非該当
実施者 (所属・氏名)	調査 対応者	調査への 同意✓	実施日

2 調査項目（下線部は事前確認が可能な項目）

① 「対象物名称」・「所在地」・「管理権原者」・「査察時連絡先」・「夜間連絡先」に変更が無い？	変更無し ・ 変更有り
② 前回の査察(立入検査・通信査察)以降に増改築等は無いか？	無し ・ 有り
③ 防火対象物点検を期限内に実施・報告しているか？	報告済み ・ 未報告
※未報告の場合、④⑤は調査不要	
④ 直近の点検結果に不備事項又は一部未実施はあるか？	無し ・ 有り
⑤ (④が有りの場合)不備事項又は一部未実施は改修済みか？	改修済み ・ 未改修
⑥ 設備点検を期限内に実施・報告しているか？	報告済み ・ 未報告
※未報告の場合、⑦⑧は調査不要	
⑦ 直近の点検結果に不良箇所又は一部未実施はあるか？	無し ・ 有り
⑧ (⑦が有りの場合)不良箇所又は一部未実施は改修済みか？	改修済み ・ 未改修
⑨ テナントの入れ替え(台帳の関係者情報と相違)はあるか？	無し ・ 有り
⑩ 防火対象物点検を期限内に実施・報告していないテナントはあるか？	無し ・ 有り
⑪ (自由調査)	
⑫ (自由調査)	
⑬ (自由調査)	
⑭ (自由調査)	

3 指導事項(チェックリスト)

指導事項	✓
① 上記調査の結果、不備事項について指導をしたか？	
② 不備事項について、改修方法を説明した消防局HPを案内したか？	
③ 防火対象物点検を実施していないテナントに対して指導をしたか？	
④ 今年度中に特定違反が是正されない場合、来年度以降に立入検査や違反処理に移行することを伝えたか？	
⑤ 本調査の担当者と所属、問い合わせ先を案内したか？	

4 調査結果

① 増改築や用途変更、収容人員の変更に伴う消防用設備等の未設置違反のおそれは無い？	無し ・ 有り( )
② 特定違反(統括防火管理者未選任(※)・設備点検未実施・消防用設備未設置)はあるか？	無し ・ 有り

※統括防火管理が非該当の場合は、防火管理者が未選任のテナント等がある場合。

(メモ)

様式第16号の2（その1）（第55関係）

建物の現況調査票（4：防火対象物点検義務有り）

回答期限日	
-------	--

- ① 「1 基本情報」の内容を確認し、「2 調査項目」の該当する欄に✓を記入してください。（詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。）  
 ② 本紙下部の「調査回答者」欄を記入し、電子メール又はFAXで本紙及び別添（修正・追記等を行った場合のみ）を担当者宛てに送付してください。

1 基本情報

㉗ 建物名称		㉘ 建物所在地		㉙ 用途	
㉚ 管理権原者情報		法人名称	所在地		
(区分)		代表者	電話番号		
㉛ 査察時連絡先		㉜ 夜間緊急連絡先		㉝ 前回査察実施日	
㉞ 統括防火管理者(職・氏名)		㉟ 防火管理講習受講年度		㊱ 次回受講期限	
㊲ 防火対象物点検報告日		㊳ 特例認定期限日		㊴ 直近点検結果	
㊵ 消防用設備点検報告日		㊶ 次回報告期限		㊷ 直近点検結果	

2 調査項目（塗りつぶされている項目は回答不要）

① 「1 基本情報」㉗～㉙の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更や空欄がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
② 「1 基本情報」「㉝ 前回査察実施日」以降に建物の増築や他棟との接続を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
③ 「1 基本情報」「㉟ 防火管理講習受講年度」以降に実務（再）講習を受講していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
④ 「1 基本情報」「㊲ 防火対象物点検報告日」以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑤ 直近の防火対象物点検の結果に不備（点検票の「否」に"√"）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑥ 上記⑤の不備で未改修のものはありますか？（上記⑤で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑦ 「1 基本情報」「㊵ 消防用設備点検報告日」以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑧ 直近の消防用設備の点検結果に不良個所（点検票に"x"）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑨ 上記⑧の不良個所で未改修のものはありますか？（上記⑧で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑩ 別添「テナント情報一覧」の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更がある場合は赤字で修正・追記（FAXで回答する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑪ 別添「テナント情報一覧」「直近報告日」以降に点検を実施したテナントはありますか？ <small>（統括防火管理者が選任されている場合のみ）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑫ 直近の防火対象物点検で不備があり、当該不備が是正されていないテナントはありますか？ <small>（統括防火管理者が選任されている場合のみ、別添の「不備是正状況」欄に「済」又は「未是正」と記入してください。）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい

（自由記入）

調査回答者	事業所名	職・氏名	連絡先
-------	------	------	-----

消防局担当者	所属	氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
消防局記入欄	是正指導・是正方法の説明	特定違反のおそれ		NEFOAP入力	
	済 <input type="checkbox"/> 違反無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (防管・点検・設備)			済 <input type="checkbox"/>	
(特記事項)					

様式第16号の2（その2）（第55関係）

別添「テナント情報一覧」

No	使用階	テナント名称	業態 (用途)	管理権原者(テナント経営者等)			防火対象物点検		
				区分	法人等名称	役職・氏名	直近報告日	点検結果	不備是正状況
1	階								
2	階								
3	階								
4	階								
5	階								
6	階								
7	階								
8	階								
9	階								
10	階								
11	階								
12	階								
13	階								
14	階								
15	階								

様式第17号（第55関係）

通信査察調査票5（共同住宅用）

1 事前準備（事前調査）

対象物名称		住所		防火管理	該当・非該当
実施者 （所属・氏名）		調査 対応者		調査への 同意✓	実施日

2 調査項目（下線部は事前確認が可能な項目）

① 「対象物名称」「所在地」「管理権原者」「査察時連絡先」「夜間連絡先」に変更が無い？	変更無し	・	変更有り
② 前回の査察（立入検査・通信査察）以降に増改築等は無いか？	無し	・	有り
③ 住宅以外の用途（福祉施設や民泊を含む宿泊施設等）として使用している部分は無いか？	無し	・	有り（ ）
④ 3年以内に設備点検を実施・報告している？	報告済み	・	未報告
※未報告の場合、⑤⑥は調査不要			
⑤ 直近の点検結果に不良箇所又は一部未実施はあるか？	無し	・	有り
⑥ ⑤が有りの場合、不良箇所又は一部未実施は改修済みか？	改修済み	・	未改修
＜以下⑦から⑬は防火管理が該当する場合のみ調査実施＞			
⑦ 防火管理者選任の届出はされている？	届出済み	・	未届出
※未届出の場合、以下⑧から⑬は調査不要			
⑧ 防火管理者に変更は無い？（転勤等により不在となっていないか？）	変更無し	・	変更有り（未選任）
⑨ 再講習・実務講習は受講している？	期限未到達	・	未受講
⑩ 消防計画を作成している？	作成済み	・	未作成
⑪ 消防計画に変更は無い？（自衛消防組織の変更や避難経路の変更など）	変更無し	・	変更有り
⑫ 消防訓練は実施している？	実施済み	・	未実施（回数不足）
⑬（消防計画が作成されている場合のみ）自主点検を実施している？	実施済み	・	未実施
⑭ 階段・廊下・屋外への出入口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物が置かれていないか？	無し	・	有り（避難障害）
⑮（防火戸や防火シャッターがある場合）閉鎖の障害となるような物が置かれていないか？	無し	・	有り（閉鎖障害）
⑯（自由調査）			

3 指導事項（チェックリスト）

指導事項	✓
① 火災予防リーフレットを共用部に掲示、回覧、ポスティングしてもらうように依頼したか？	
② 上記調査の結果、不備事項について指導をしたか？	
③ 不備事項について、改修方法を説明した消防局HPを案内したか？	
④ 本調査の担当者と所属、問い合わせ先を案内したか？	

4 調査結果

増改築や用途変更、収容人員の変更に伴う消防用設備等の未設置違反のおそれは無い？	無し	・	有り（ ）
---	----	---	-------

（メモ）



様式第17号の2（第55関係）

建物の現況調査票（5：共同住宅）

回答期限日	
-------	--

- ① 「1 基本情報」の内容を確認し、「2 調査項目」の該当する欄に✓を記入してください。（詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。）  
 ② 本紙下部の「調査回答者」の各欄を記入し、担当者宛てに電子メール又はFAXでご回答をお願いします。

1 基本情報

㉗ 建物名称		㉘ 建物所在地		㉙ 用途	
㉚ 管理権原者情報		法人名称	所在地		
(区分)		代表者	電話番号		
㉛ 査察時連絡先		㉜ 夜間緊急連絡先		㉝ 前回査察実施日	
㉞ 防火管理者(職・氏名)		㉟ 消防計画届出日		㊱ 消防訓練実施日	
㊲ 防火管理講習受講年度		㊳ 次回受講期限		㊴ 収容人員	
㊵ 消防用設備点検報告日		㊶ 次回報告期限		㊷ 直近点検結果	

2 調査項目（塗りつぶされている項目は回答不要）

① 「1 基本情報」㉗～㉜の内容に変更はありますか？ <small>※ 変更や空欄がある場合は赤字で修正・追記（FAXで送付する場合は二重線で訂正）してください。</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
② 「1 基本情報」「㉛ 前回査察実施日」以降に建物の増築や他棟との接続を行いましたか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
③ 住宅以外の用途（福祉施設や民泊など）として使用している部分はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
④ 「1 基本情報」「㉞ 防火管理者(職・氏名)」から防火管理者に変更はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑤ 「1 基本情報」㉞・㉟・㊲の日付以降に「計画届出」・「訓練実施」・「講習受講」をしていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑥ 届出している消防計画に変更（自衛消防組織や避難経路の変更等）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑦ 消防計画に定める自主点検で定期的を実施していないものはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑧ 「1 基本情報」「㊵ 消防用設備点検報告日」以降に消防署へ点検結果を報告していますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑨ 直近の消防用設備の点検結果に不良個所（点検票に"×"）はありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑩ 上記⑨の不良個所で未改修のものはありますか？（上記⑨で"はい"と回答した場合のみ）	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑪ 階段・廊下・避難口付近に避難の障害となる物や燃えやすい物は置かれていますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑫ 階段室等に防火戸や防火シャッターはありますか？	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
⑬ 防火戸や防火シャッターの付近に閉鎖の障害となるような物は置かれていますか？ <small>（上記⑫で"はい"と回答した場合のみ）</small>	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	はい
★ 居住者の皆様に火災予防対策を周知するため、消防局HPから「火災予防リーフレット」をダウンロードして印刷し、各住戸に回覧 or 配布又は共用部に掲示することにご協力をお願いします。 <small>※ ダウンロード方法などの詳細は次シート又は2頁目をご確認ください。</small>	<input type="checkbox"/>	協力する	<input type="checkbox"/>	協力しない

（自由記入）

調査回答者	事業所名	職・氏名	連絡先
-------	------	------	-----

消防局 担当者	所属		氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	是正指導・是正方法の説明		特定違反のおそれ		NEFOAP入力	
消防局 記入欄	済 <input type="checkbox"/>	違反無 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> （防管・点検・設備）	済 <input type="checkbox"/>	
	(特記事項)					

第 年 月 日  
号

様

職氏名

### 法令不適合通知書

下記の建築物について、 の規定に適合しないおそれがありますので、貴職において調査及びその是正措置について配意されるよう通知します。

記

1 名 称

2 所 在

3 関 係 者

4 用 途

5 不適合内容

6 その他

(連絡先)  
担 当

第 年 月 日  
号

火災予防関係事項照会書

様

職氏名

印

火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法  
第35条の13の規定に基づき照会します。

記

照 会 事 項

（連絡先）

担 当

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

行政処分通報書

法第 条第 項の規定により、下記のとおり通報します。

記

- 1 施 設 の 所 在
- 2 施 設 の 名 称
- 3 施 設 の 区 分
- 4 許可年月日及び許可番号
- 5 違反法条及び処分内容
- 6 そ の 他